

△認定事項第2号 令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△認定事項第3号 令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長（清水和弘） 本日の決算特別委員会を開きます。

本日から、特別会計及び企業会計の決算審査に入ります。

まず、認定事項第2号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定事項第3号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は関連がありますので、一括議題いたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 認定事項第2号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず、認定事項第2号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和2年度の当初予算は、36億7,628万8,000円で、令和元年度と比較して約2.6%の増となり、その後3回の補正を行い、最終予算現額は36億2,353万8,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額35億8,543万円に対し、収入済額35億4,670万6,000円となり、不納欠損額が411万1,000円、収入未済額が3,461万3,000円となりました。

歳出につきましては、予算現額36億2,353万8,000円に対し、支出済額35億3,579万7,000円で、不用額が8,774万1,000円となり、歳入歳出差引額は1,090万9,000円となりました。

歳入の主なものにつきまして申し上げます。国保税の関係につきましては、後ほど税務課長から御説明いたします。

次に、県支出金につきましては、保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出における保険給付費の全額を支払うために県から交付されるもので、予算現額25億9,530万5,000円に対し、25億2,799万6,303円の交付となりました。特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金2号分、特定健康診査等負担金の合計で1億1,251万6,000円の交付となりました。

次に、繰入金のうち、他会計繰入金につきましては、予算現額4億0,124万8,000円に対し、3億6,883万5,637円の繰入れとなっており、令和元年度と比較して5,956万5,126円の増となっています。増となった主な理由は、その他一般会計繰入金の6,500万円の増などによるものです。基金繰入金につきましては、広域化等支援基金償還金の支払財源として1,600万円を繰り入れしました。

繰越金につきましては、予算現額1,130万円9,000円に対し、1,130万9,076円となりました。

雑入の一般被保険者第三者納付金につきましては、調定額1,175万8,774円に対し、収入済額1,175万8,774円、一般被保険者返納金につきましては、調定額5万1,308円に対し、収入済額5万1,308円となりました。

歳出の主なものについて申し上げます。

歳出の構成比につきましては、保険給付費71.8%、国民健康保険事業費納付金26.3%で、合わせて98.1%を占めています。このうち、保険給付費につきましては、25億4,016万3,819円の支出で、令和元年度と比較して、一般被保険者の療養給付費で3.1%、療養費で9.5%、高額療養費で5.3%それぞれ減となっています。退職被保険者等につきましては、対象となる被保険者がいなくなったことにより、療養給付費、療養費及び高額療養費とも100%減となっています。

これを被保険者一人当たり療養給付費で比較しますと、令和元年度より一般被保険者は0.6%減の37万9,445円となり、一方で退職被保険者等は、先ほども述べましたとおり対象者がいなくなったことから100%減のゼロ円となっています。

また、年間平均被保険者数は、一般被保険者が令和元年度より147人減の5,681人に、退職被保険者等が5人減のゼロ人に、全体では152人減の5,681人となりました。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費の全額を県が保険給付費等交付金として交付するため、その財源として、県が市町村から徴収する納付金であります。県は、県全体の保険給付費等を推計し、それを賄うための必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準などに応じて案分し、各市町村の納付金額を決定します。令和2年度の算定におきましては、本市の医療費水準を示す医療費指数は約1.280となり、医療給付費分として7億1,584万8,222円、後期高齢者支援金等分として1億5,978万6,980円、介護納付金分として5,537万2,496円の合計9億3,100万7,698円を納付しました。

保健事業費につきましては、特定健康診査等の事業に要する経費として1,288万9,773円を支出しました。

疾病予防費につきましては、人間ドック補助等に要する経費として555万5,969円を支出しました。

医療費適正化特別対策事業及び保健事業費につきましては、従来から実施している医療事務の資格を有する会計年度任用職員2名によるレセプト点検のほか重複受診等訪問指導委託事業、糖尿病重症化予防事業などに要する経費として、794万7,323円を支出しました。

公債費につきましては、広域化等支援基金償還金として1,600万円を支出しました。

最後に諸支出金につきましては、保険税還付金124万0,500円、還付加算金1,600円、償還金203万4,364円の合計327万6,464円を支出しました。

○税務課長（神園信二） 令和2年度の国民健康保険税の決算について御説明申し上げます。

令和2年度の国民健康保険税は、当初予算におきまして、現年課税分4億7,425万2,000円、滞納繰越分1,144万6,000円、合計をいたしまして4億8,569万8,000円を計上しております。

年度中の補正は行っておりません。

収入済額につきましては、現年課税分が4億7,946万6,563円、滞納繰越分が1,195万2,835円、合計で4億9,141万9,398円となりまして、予算現額に対しまして5,721万1,398円の増となっております。

調定額に対する収納率は現年課税分が98.2%で、対前年度0.3ポイントの上昇、滞納繰越分が27.7%で、対前年度1.7%、7ポイントの上昇、全体では92.7%で、前年度より1.0ポイント上昇をしております。

県下19市における収納率の順位は、引き続き1位を継続し、さらに徴収努力に係る国の交付金の確保もできましたことは、徴収担当職員の努力の結果だというふうに考えております。

今後におきましても、厳しい納税環境の中ではございますが、税の負担の公平という観点からも滞納処分強化と、さらに徹底しながら繰越額の縮小と収納率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○健康課長（西村祐一） 次に、認定事項第3号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和2年度の当初予算は3億6,149万5,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算現額は3億6,611万1,000円となりました。

歳入におきましては、調定総額3億6,320万4,000円に対し、収入済額3億6,266万1,000円となり、不納欠損額7万4,000円、収入未済額が46万9,000円となりました。

次に歳出につきましては、予算現額3億6,611万1,000円に対し、支出済額3億6,085万4,000

円で、不用額が525万7,000円となり、歳入歳出差引残額は180万7,000円となりました。

次に、歳入の主なものにつきまして申し上げます。後期高齢者医療保険料の関係につきまして、後ほど税務課長から御説明いたします。

一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として、1億1,823万1,747円の繰入れとなりました。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は事務経費として、302万5,055円を支出しました。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億4,102万2,139円と、基盤安定負担金1億1,528万5,747円を納付しました。

○税務課長（神園信二） 令和2年度の後期高齢者医療保険料の決算について御説明申し上げます。

令和2年度の後期高齢者医療保険料は、現年度分、滞納繰越分、合計で予算現額2億4,376万2,000円に対しまして、収入済額は2億4,115万0,137円で、予算現額に対しましては261万1,863円の減となりました。

調定額に対する収納率は、現年度分が99.8%で前年度と同じ率でございます。

滞納繰越し分につきましては55.7%で、対前年度比6.5ポイント増となり、全体では99.7%と対前年度と同じ率となっております。

今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○健康課長（西村祐一） 以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、質疑されるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたしますので、明確な答弁をお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 決算報告書の13ページですけどね、これの繰入金のところ、その他一般会計繰入金7の他会計の6ですね。この1億3,000万円が令和2年度のいわゆる法定外繰入金となると思うんですが、ちょうど昨年もこの国保の当初予算で資料要求しまして、法定外繰入金の推移ということで資料を出していただいて、平成25年度からずっとですね、本市の国保会計の法定外繰入金がどうなっているかというのを出していただいたんですが。

申し上げたいのはですね、ずっと平成25年度ちょっともう大分以前のことを言うと、これはもういろいろと過年度のことで早い話昔の話になりますが、この国保について大きな制度改革、平成30年度がいわゆる都道府県が国保会計運営に従事するという大きな改正があったんですね。

そこで、ずっと、例えば平成27年度あたりは2億4,000万ぐらいの法定外繰入れをしてきた。そして、それがずっと制度改革の平成30年度に向けて下がってきたわけです。だから、平成29年度が4,000万円の繰入れ、平成30年度も4,000万繰入れと言いますか、この平成30年の4,000万の繰入れというのはある意味で特殊で、平成28年度に県の公益資金を借り入れて、その返済があったんで平成30年度も法定外が発生したんですけどね。

だけどこれは、捉え方によってはゼロに等しい。つまり、平成30年度にずっと法定外繰入れが下がってきたのに、令和元年度が先ほど健康課長の説明にあったように、6,500万の繰入れ。今度2年度が1億3,000万の繰入れ、非常に制度改革でよくなってきたかなあと思えば、また立ちどころに法定外の繰入金が増えてきているんですよね。この辺についてはどういうふうな分析をしているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 令和2年度の当初予算におきまして、財源不足額が1億9,700万円と

なっております。令和元年度と比較しますと、財源不足額が7,600万円の増加となっていたわけですが、増加した主な要因につきましては、事業費納付金が合計で4,500万円増加したこと、国保税が合計で3,500万円減少したことによるものと考えております。

事業費納付金の増加要因につきましては、制度改正前の精算による影響額が5,000万円と最も大きく、また国保税の減少要因につきましては、加入者の所得の減少が大きいと考えております。

こういったことから、令和2年度の当初予算におきまして1億円の法定外繰入れ、9,600万円の歳入欠陥補填収入を計上しておりました。

決算におきましては、収入で保険給付費等交付金、特別交付金の部分なんですけれども、こちらは収納率が高かったために、県繰入金が2,300万円増加したことなどを含めまして3,150万円上回ったこと、歳出におきましては、コロナ禍で保健事業費が当初予算額を1,634万円下回ったことなどによりまして財源不足額は当初予算時よりは圧縮されて1億3,000万円となったところであります。

○9番（立石幸徳） 健康課長のほうから経過ちゅうか事実説明をしたような感じがあるんですけどね。

私は傾向というか平成30年の大きな制度改正と、平成30年には本市は税率改定もして、平成30年にいい形になって、ここにある意味で安心っていうか、よくなるんだろうなあと思ったところが、もう立ちどころにまた法定外繰入れが発生して、いつまでたっても国保会計ちゅうのはまたうるさいことを言わんとすまんような、そんな国保会計なのかちゅうことで私は前課長にも、定年されましたけれども、頑張ったけど、最後はどうなったのかっていうことで非常に失礼な物言いもしたかもしれませんが、それで、要はですね、国全体も法定外繰入れちゅうのを本年6月ですかね、憲法の改正、憲法の中の国保改正で法定外繰入れが解消するんだということを出しているわけですね。

事実、私は今年の3月議会でも全国的なこの法定外繰入れの状況、金額にしても、それから法定外繰入れをしている自治体の数にしても、大きく減っていますよ。最近の一番新しいのは全国では300団体ぐらい、金額も相当減っている。これは、いずれにしても今度の憲法改正の中では令和5年度までには、法定外繰入れは解消するよという努力義務か何か出ているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 本市におきまして、法定外繰入れの解消に向けてですね、平成28年度の決算において1億2,000万円の法定外繰入れを行ったことに伴いまして、県から財政健全化対策を策定するよう指導されまして、平成29年度に平成30年度から6年間、令和5年度までの計画を策定しております。その中で、先ほど質疑が委員からもありましたとおり平成30年度には3,000万円程度の保険税の改定を行ったんですが、その後の法定外繰入額というのが平成29年度4,000万、平成30年度4,000万、令和元年度6,500万円と推移しまして、今年度につきましては1億3,000万円の法定外繰入れとなっております。

今後の計画期間中の改善策といたしまして、法定外繰入れの解消に向けましては、医療費適正化、国保税の適正賦課及び収納率向上の取組を強化することによりまして、令和5年度までに解消を図ることとしております。

○9番（立石幸徳） 最後に課長が言われた国保税の収納率の努力をすと言ったって、さっき税務課長が県内で一番いい収納の率なんですと。それをもちろんもう少し頑張るちゅうことでは異論はないですけどね。その収納率を今後やりますというようなことじゃないんじゃないんですか。要は、その前段で言われたこの医療費をどうするか、ここが一番力を入れないといけないところでしょう。そういう先ほど言った平成29年度につくった赤字解消計画っていうんですかね、これは計画どおりその解消に向かった、計画に沿った形のいろんな取組ちゅうか、実績としてはどうなっているんですか。29年度から、もう4年間ぐらい来ているわけですよ。

○健康課長（西村祐一） 医療費適正化の対策としましては、医療費の抑制に向けまして生活習

慣病の発症及び重症化予防に関する啓発を行っております。また、併せまして高血圧対策プロジェクトをはじめとします生活習慣病対策の強化と各種検診の受診率向上対策など様々な取組を通して医療費適正化に努めております。

○9番（立石幸徳） 今、健康課もコロナ対策で本当に大変だと思ながらも最後にこの件を聞いておきますが、私3月議会で法定外繰入れの件で一般質問の中で市長答弁を求めました。市長がいろいろ言われる中で、最後にな、その今言った全国の法定外繰入れの解消の実情を見てですね、ほかのそういう法定外繰入れを解消している他市のいろんなその取組とか事情を勉強したいと、参考にしていきたいと言ったのですが、そういう面で何か他市の法定外繰入れを解消したところの勉強か何か行ったんですか。

○健康課長（西村祐一） 今年の3月議会の市長答弁があったということなんですけれども、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、現在のところはそういった先行市の視察・研修等を行っていないところです。

○9番（立石幸徳） 市長が答弁しているのにですよ、コロナであちこち足を運ぶというより、資料収集ぐらいはしっかりやっていただきたいですよ。でないと、その答弁では、簡単に言う口先ではよその勉強をしますと言ったけど、今聞くと何もしていないということじゃないですか。

あとの個々の項目についてはまたお尋ねしますので、一応私は保留しておきます。

○4番（沖園強） 収納率が県下1位というような状況で、非常に高く評価したいと思います。

財源欠陥については、以前からあってこの国保会計においては非常に選択っていうか厳しいものがあるだろうなど。そうすると、1億3,000万の穴埋めをするために、もう国保税、医療費適正化には当然、検診率も高まっておりますし評価できる場所もありますが、税率改定がどんぐらいあれば1億3,000万を解消できるんですか。

批判することは簡単なんですよね。もう一生懸命当局も頑張っていると思いますよ。今のこの被保険者の状況から見れば非常に厳しい。先般、税率改定やったばかりでそれを解消するためには法定外繰入れもやむを得ないような状況なんですよね。幾らあれば足りるの、大体1世帯当たり。

○税務課長（神園信二） 前回、税率改定をお願いしたときが、税で賄うべき財源の6,000万円の半分の3,000万円をターゲットとして税率改定をさせていただいたと。あのかのときの結果的な率のアップが、ちょっとその当時の数値を手元に持っておりませんが、あのかのときの税率改定だけでもターゲットは3,000万円ではなかったと。

これを税で1億3,000万円ですか、今のお話でやっていきますと、もう非常に何%という程度の税率アップではなくて、数十%というふうな税率の改定になっていくのではないかと推測はします。具体的な1億3,000万円をターゲットとした税率改定というのは税務課のほうではシミュレーションしたこともございません。

○4番（沖園強） 制度的なもので、例えば負担の公平という観点からいくと、国保税ばかりじゃなくて、当然、協会けんぽとか、あるいは健保組合とかその所得に占める保険料の割合というものがあるわけですよ。協会けんぽなんか2分の1は事業者ということになっておりますので、この国保自体を法定外繰入れ、確かに解消をしなければいけないんだけど、そのこと一つ自体で解消できるものじゃないと思うんですよ。やむを得ず法定外繰入れは行っているんだということだけは我々も認識せないかと、今の状態ではですよ。私はそう思います。

○税務課長（神園信二） 先ほどから収納率の向上につきましても、いろいろ9番委員、4番委員御議論いただきまして、さらに健康課長のほうからも収納率の向上を目指していきたいんだというふうな答弁がありますが、税務課の立場から、先ほど4番委員の御意見の中からも、9番委員の中からも県下で1番だという収納率の状況を御紹介いただきました。

ちなみに、先ほど御報告した収納率が92.7という数字でございます。県下19市の中でこれに次いで収納率を上げておりますのが、いちき串木野市で90.7というところでございます。本市のほうが2ポイント高いと。その次に参りますのが霧島市で88.8という収納率でございます。その次に来ますのが南九州市の87.8という収納率でございます。

こういう状況等々から見ますと、当然、収納率の向上というところには努力をいたしまして収納済額を上げていかなければならないというところがありますけれども、調定額自体が下がっておりますので、収納率を幾ら上げても収納済額はなかなか上がっていかないという状況もございますし、先ほど御案内したように、90%を超しているのは本市といちき串木野市だけだという状況を見ると、もうこの国保の収納率というところもなかなか引き続き上げ続けていくというところは、難しい状況が今後訪れるのではないのかなというふうはこの数字を眺めながら見ているというところがございます。

当然、何度も繰り返しますが、収納率の向上というのは図りますけれども、それもなかなか限界がございますと。調定額も下がれば、収納済額はそう上がってはいかないというふうな状況に税務課は悩んでいるというふうなところでございます。

○4番（沖園強） 古い資料で申し訳ないんですけど、平成20年度あたりで国保が所得に対する負担率でいくと8.9%と、協会けんぽが9.34、健保組合が7.6というような、協会けんぽと健保組合は2分の1をまたそれに考慮しないといけないんですけど、今現在はどうなっているんですか。

○税務課長（神園信二） 今、4番委員のお尋ねは、今私どもが税で頂いている負担率が現状では幾らになっているかというお尋ねですかね。しばらくお待ちください。

○委員長（清水和弘） それではほかに。

○9番（立石幸徳） 法定外繰入れについてですね、私と認識の違う意見等も出ていますのでね、もう一回これ言いますけど、3月議会にも紹介しましたけどね、数年前までは全国で3,000億円ぐらいの法定外繰入れがあったわけですよ。今現在、1,000億円になりました、3分の1にですね、努力して。全国8割の市町村、国保は繰入れがない、現在。国のほうは令和5年度までに法定外繰入れをしている市町村の数を100以内にするんだという方針が出ているんですよ。令和8年度までには50市町村。そういう努力をした結果が、今全国的には法定外繰入れっちゃうのはもう自治体の数、それから金額、大きく減っているわけです。

そういう実態に何かもう繰入れもやむを得ないというようなことを言っている場合じゃないと思いますよ。ですから、この努力をですね、どうやって本市もしていくのか。それだけはしっかりと目標を定めて取り組んでいただきたい。

それで、具体的にこの歳出のほうの制度改正で出てきたこの納付金の関係ですね。令和2年度が医療費分、それから後期分、介護分と3つの納付金があるんですけども、9億以上の納付をする。

この納付金算定に当たって、前課長も南薩の、特に枕崎、南さつま、南九州は非常にその医療費の実態、それから所得の実態、こういうものが納付金算定に当たっては不平等といいたまいますか、非常に南薩にとっては不利な算定になっているということで、この3市が共同で県のほうに掛け合って納付金算定の在り方に物申していきたいということを前課長時代に言っておりましたけど、この取組はどうなっているんですか、今。

○健康課長（西村祐一） 令和2年度に第1回目の国保運営連絡会議という、これは県が主催する会議なんですけれども、これに出席した際に前課長のほうが、本市におきましては所得額も高く、あと医療費指数も高いことから、その関係で事業費納付金というのが大きくなっているわけなんですけれども、そちらのほうで県下の保険料統一に向けて意見を申し述べたところであります。

また、今年度からですね、その県の国保運営連携会議というのがあるんですが、枕崎市のほう

も財政部会のほうに加えていただきましたので、県下の保険料統一に向けて意見等を述べていきたいと考えております。

現段階では、その会議の中で、前年度と比べまして、いろんなパターンのシミュレーションを加えた保険料の算出を示し、県内での検討を行っているところであります。

○9番（立石幸徳） 課長から紹介のあった国保の財政部会、これはもう何回かやられているんですか。

○健康課長（西村祐一） 今年度は今までに2回開催されております。

○9番（立石幸徳） そうしますと、その財政部会では、例えば大きな目標は最終的には県下の保険料統一っていうことになっていくんでしょうけれども、当面は、例えば先ほど言った納付金算定の在り方等も協議をすると、その辺についてはどうなっているんですかね。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 県のほうの財政部会におきまして、1回目が全市町村を対象としたウェブ会議が開かれまして、課長も出席しております。

2回目につきましては私のほうで出席をさせていただいたんですが、その中で課長からもあったようにいろんなシミュレーションが示されまして、ただ、枕崎市は医療費が高いということで、どのパターンも本市にとってはメリットはあるんですけど、ただ計算方式の中で立石委員が言われたような話にはちょっと今の段階ではなっていない状況です。

○9番（立石幸徳） ちなみに今、全国都道府県で保険料統一がもう済んだ都道府県というのは幾らぐらいあるんですかね。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 保険料統一が済んだ県というのは私のほうでもちょっと把握はしていないんですけども、その財政部会の中では3か所ぐらいの統一パターンが示されて、説明はあったところです。

○税務課長（神園信二） 先ほど4番委員から質疑がございました国保税の所得に占める割合というところがございます。世帯課税となっておりますので、世帯所得のうち現状で国保税が占める割合10.94%というところがございます。

○4番（沖園強） 協会けんぽやら健保組合等は分かっているんですか。

○税務課長（神園信二） 申し訳ございません。そこの数字は私どもはつかんでおりません。

○4番（沖園強） ある程度変動はあるかと思うんですけど、当然、国保はほかの健保関係からすると1世帯当たりの負担率が高いと。2分の1がないですからね、特に。

そういった中で、先ほど1億3,000万の補填をするのであれば、もうとてもじゃないけどすごい比率になると、税率改定の場合。

そこで、今いろいろ議論があって、当然、医療費抑制その道はもう当然探求していかなければならないと。その中でも国保会計において普通調整交付金の減額措置等は収納率等がありますからそれはもう本市の場合、減額措置はないだろうなということですよ。

また、地方単独事業の現物給付化等によって療養給付費等の負担金の減額はあるんですか。減額措置を受けているんですか。それはないんですか。減額措置は受けていないですか。

○健康課長（西村祐一） 事業費納付金に係る減額措置はございません。

○4番（沖園強） 当局としては、医療費抑制に向けて鋭意取り組んでいるという中で、こういった欠陥補填財源が出てくるという実態にあると。法定外繰入れ、それもやむを得ないような事情の中でも我々としてはそういう医療費抑制、そういった施策に今当局が今まで以上に努力してもらわんと、もうそれしか物は言えないですよ、我々の立場としては。御努力いただきたいと思っております。

○議長（永野慶一郎） 決算報告書の7ページと審査意見書の22ページのところで、審査意見書でいきますと過去3年の収入状況の比較表、決算報告でいきますと今年と昨年の増減額が書いてありますが、審査意見書22ページの表でいくと平成30年から令和2年度までの収入額が書いて

ておりますが、減ってきておって、令和2年が4億9,000、5億を割り込んでいるということなんですが、先ほど健康課長の答弁の中で、所得、収入の減による影響もあるということだったんですが、これコロナによって収入が減って、この国保税にも影響が出てきているのか、純粋に、被保険者数を見ても一番下の審査意見書もですね、欄には被保険者数も載っていて、被保険者数も減っているから、その減による国保税の減少もあるのか、市税のほうも大分コロナの影響で減ってはあったと思うんですが、そこら辺の関連ですね、コロナとの関連、国保税の。そういうのが分かっておれば教えていただけないですか。

○**税務課長（神園信二）** 議長の御指摘でございますが、22ページにありますとおり、年々国保税の調定は減少しているというところでございます。収入済額も減少しているというところでございまして、私どもがいつも課税の状況で注目するのは、この22ページの収入済額の、または調定額の現年課税分というところに注目をしながら数字を見るところでございます。ここを見れば、その対象となる方々の加入者の減少というのも反映されますし、所得の減少というのも反映されるところでございます。

国保加入者の所得の合計額、令和2年度の場合には令和元年の所得の状況が、これ保険料に反映されます。1年遅れできますので。

令和2年度の総所得で43億5,300万円程度であったものが、コロナの影響を受ける令和3年度の数字が42億4,300万円程度ということで下がっております。コロナの影響というところで申しますと、令和2年度と令和元年度、実際の所得の比較では営業所得、農業所得というところはちょっと落ち込みが激しいなというふうなところで概観できるところです。

○**議長（永野慶一郎）** 今、税務課長からございましたが、令和3年度のその保険料の基礎となる所得も減っているということであれば、必然とまた今後も国保税の徴収額というか収入額は減っていくのが予想されるということですか。

○**税務課長（神園信二）** 所得の推移というところで、今、私どもの目の前に見えている令和2年度の決算というのは、令和元年分の所得の状況に応じた決算が見えている。そうしますと、令和元年の所得といいますのは、令和元年1月から12月までの所得ですので、コロナの影響というのはあまり大きく数字にはまだ出てこない。令和3年の調定の状況を見てくれば、令和2年中の令和2年1月1日から12月までの所得に関するいろんな調停のお願いとかいうのが出てまいりますので、この辺のところを注意しておかなければならないと。

市税のほうで、法人住民税が大きく落ち込んで、私どものほうで税の状況を見守るときに、令和2年の決算で、法人住民税というのは2年度中の状況がそのまま反映される部分もありますので、そこが大きく落ち込んでいくと、いわゆる市民税のほうもそうですけれども、国保税の給与所得の分も落ち込むでしょうし、法人税等々が落ち込む要素があれば、国保税の営業所得も落ちる、引きずられて農業所得も落ちる。普通税のほうでは水産業、水産各加工業も業績を落としておりましたので、その辺のところは個人の市民税、それと国民健康保険税のほうには敏感に反応するんだろうなというふうな考えているところでございます。

令和3年度の調停の状況は、大体先月末で出そろってきたところなんですけれども、やはり思ったとおり大分住民税も若干落ちているなど。国保税については、調定額の落ちがちょっと目立つなというふうな感想を抱いて、8月末の調定の状況は見ているところです。ですから、調停が落ちたということは、それだけ令和2年度中の所得が順調ではなかったというのが数字に表れているということだと思います。

○**議長（永野慶一郎）** ちょっと、コロナの影響による収入の減とかそういったところで、保険料収入が減少方向にあるのかなっていう中で、医療費の抑制とか先ほど言われていますが、私、何度もお聞きするんですが、特定健診の件で3月にもちょっとお聞きしたんですけど、受診者と未受診者で医療費がやっぱり一月2万5,000円ぐらい違うというのがあって、病院に行かれるの

は仕方がないこと、治療ですので。やっぱり未然にその重症化を防ぐとか、そういった意味での特定健診だと思うんですが、今、休みの日とかいろいろ集団健診とか地場センターのほうでよくやっているのをお見かけするんですが、受診率の向上に努めていただいているのをすごい見えていて感謝いたします。

そんな中で、令和2年度って特定健診の受診率っていうのは何%ぐらいございますか。

○健康課長（西村祐一） 令和2年度の特定健診の受診率ということでございますが、こちらはただいまのところ見込みとなっておりますが、対象者が4,369人に対しまして受診者数が1,724人、受診率が39.5%となっております。

こちらにつきましては、令和元年度と比較しまして10ポイント程度減少しているんですが、こちらがちょうど集団健診をするのが例年7月に実施するんですけれども、ちょうど去年は全国的な緊急事態宣言等もありまして、日程を11月、12月のほうにずらした関係もありまして、大幅な10ポイント程度の減少となっているところです。

○議長（永野慶一郎） 一応、健康課のほうではその健診を受けた人と受けない人の医療費の違いっていうのが検証されていると思うんですが、実際にやっぱり受診率が上がればその医療費っていうのはここに出ている、差があるんですけど、やっぱりそこは医療費の抑制っていうのには直で結びつくものなんですか、実際、どんなもんですかね。どう分析されていますか。

○健康課長（西村祐一） 特定健診を行う最大の目的と申しますか、病気の早期発見ということになりますので、特定健診を受診したからといって、じかに効果が現れるものではないと。

病気を早期発見して、軽症の段階から治療を行えば、重症化した後に行う治療よりは医療費は下がるだろうということなんなんですけれども、それがすぐすぐ効果として現れるかといえ、必ずしもそうではないということでございます。

○議長（永野慶一郎） 直接、その医療費の抑制にリアルタイムで反映をするようなことはないかもしれないんですけども、長い目で見たら、やっぱり抑制にはつながっていくのかなと。できる努力っていうのはですね、もうそういったところも努めていってもらわないといけないのかなと思いますので、また引き続きよろしく願いいたします。

すみませんもう一点だけちょっといいですか。

決算報告書の17ページに傷病手当があるんですが、これ昨年度補正で途中で組まれたと思うんですが、令和2年度はゼロということを使う人がいなかったと。一般質問でもちょっと傷病手当の件で出ておったんですが、コロナにかかった方だけが、それで仕事ができなかったりとか収入が減ったことによって使うためのもの、かかった人だけですかね。

○健康課長（西村祐一） こちらの傷病手当金の支給につきましては、おっしゃるとおりコロナの陽性になった方だけの支給となっているようでございます。

○議長（永野慶一郎） 国保加入者に限るものですよ、こちらに載っているのはですね。自営業者とか個人事業主の方とかだと思うんですが、令和2年度は誰もいらっしゃらなかったと。令和3年度の状況って現在どんな状況ですか。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） コロナによる傷病手当金のことなんですけれども、令和2年度につきましてはゼロ件ということで、令和3年度につきましては今年5月に1名の方から申請を受け付けまして、5月25日に支給をしております。

県内の状況を言いますと、3月末でたしか13件程度あったようで、60万ぐらいの支給がされているようです。

○議長（永野慶一郎） 県内でもそんな感じっちゃうことですか。意外とハードルが高いんですかね、どんなもんなんですか。

この間、一般質問で豊留委員のほうからも周知が足りないんじゃないかっていうのがあったんですけど、知らないっていうか、どうなんですか、そういった基準がなかなか該当する人はいな

い、県でも少ないなと思ひまして。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 傷病手当金につきましては、被用者の方って限定されておりますので、どこかに雇用されている方に限定されますので、ほかの市町村からの話を聞きますと、相談があったけど、ちょっと名前を残したくないとかそういう方もいらっしゃるんで、辞退されるケースもあると聞いております。

○議長（永野慶一郎） 窓口に行って、相談をまずしてくださいって、そういう該当しているか分からない人がいたら、私たちはそういうふうな説明でいいですか。窓口でちょっと聞いてみてくださいって言えば対応していただけるうちゅうことですよね。かしこまりました。

○委員長（清水和弘） ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 再開

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

質疑、答弁は簡潔にお願いしておきます。

○5番（禰占通男） 先ほどの繰入金についてです。繰入金について県内の19市、あるいは町村も入れてもいいですけど、本市の被保険者数5,600人ぐらいとしてこの被保険者数で見た繰入金の状況ですよね、額というか、まあ1億3,000万円。

ほかの市町村というか、人口が似通ったところの市町村の被保険者数でいって、その繰入金の状況はどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 申し訳ございません。そちら1人当たりについては出していないところでございます。

○5番（禰占通男） 資料がないってということですか。

○健康課長（西村祐一） はい、そのとおりでございます。

○5番（禰占通男） まず、それが一番、何かこう比較するのに一番、基になると思うんですけど、それやったら法定外繰入れをなくすためには医療費を抑えるというのが一番いいと思うんですけど、その前には反比例、比率の法則でいくとやはり被保険者が多ければ多いほど簡単に言えば若い人も入ってくるから、医療費が減ると思うんですよね。だから、被保険者が多ければ多いほどやはり法定外繰入れも少なくなると思うんです。

実際いったら、そうしたら対策としてはですよ、先ほどから保険料の値上げ、これが一番手取り早いし、被保険者の理解が得られるかというところでもないと思うんですけど、あとは先ほども出た健診の受診率とかいろいろうちもやっていますよ、ずっと。

そしたら、健診率は上げて健診する人も増えて、そしてなるべく罹患率を下げる、そして医療費を下げる、そうすればいいわけでしょう、理想はですよ。そうはいかないのが、大変だからこそ、高額医療が何んだかんだって、いつも予算、決算でそういう話がぶり返しているんですけど、ほかの市町村っていうのは法定外繰入れを少なくしましょう、その資料がないんであれば、そしたらどういう対策をやっているんですか。

うちは健診の受診率もまあまあのとこまでいって、今回はちょっと下がっているっていう、これ報告書にも載っているんですけど、ほかの市町村が取り組んでいる法定外繰入れ、保険料を抑えるためにどのような手段を、手法を取っているのかってそれは分かりますかね。

○健康課長（西村祐一） 申し訳ございません、先ほど資料がないと申し上げましたが、今ちょっと出てきましたので、これ令和元年度の数値になるんですけども、枕崎は令和元年度が法定外繰入れは6,500万円ございましたので、令和元年度の被保険者数5,833人ということで1人当たりが1万1,143円で、こちらは県内19市の中では5番目ですね、南さつま市が一番高くて、奄美市、鹿児島市、曾於市に続きまして5番目の1人当たりの法定外繰入額となっております。

他市の法定外繰入れをなくすための取組につきましては、個々に確認したわけではございませ

んが、本市と同じような保険税率の引上げとか医療費適正化への取組の強化といったことだと思います。

○5番（禰占通男） もう本当に、皆さんもそうだと思うんですけど、どっか40代ぐらいまでは保険料だけを払って、病院にはほとんど行かない。私も実際病院に行くときはけがで行くぐらいのもんで、それがほとんどだと思うんですよ。

年齢とともにいろんな疾病が出てきて、お世話になるということで、それでまた人口が増えていかない、先ほどから言いますけども、そういった場合やはり国保の在り方ちゅうのは、もう何かこう変わらざるを得ないのかなと思っているんですけど、いろんな計画もあるんでしょうけど、もう一番の問題は先ほど出たコロナの影響で健診率が下がったとですよ、そしてまた今回下がると、ずっと保険者努力、その分も何年かやってきた分もなくなるんじゃないかなろうかっていうそんなことまで考えているんですけど。

そして、あと一つ、前の市長のときにはもう在任中は保険料上げませんって言い切って、それでこう来たんだけど、保険料を上げることについては何かこう段階的な計画とかあるんですかね。

○健康課長（西村祐一） 平成30年度に6,000万円の半分の3,000万円分の引上げを保険税について行ったところでございます。

財政健全化対策ということで令和5年度に法定外繰入れをなくす方向ということで、残り半分の3,000万円分の引上げを5年度までに行えればとは考えているんですが、昨今のコロナ禍の状況等踏まえて、今後検討が必要になってくるのかなと考えております。

○5番（禰占通男） そうすると、今うちも5,000人というと本当に少ないですよ、そういうところには国からの指導とか何かないんですか。この人口が今、日本全国、大都市圏を除いたらほとんど人口が減って行って国保運営というのは難しくなっているわけでしょう。

特に別な委員も先ほど言いましたけど枕崎の立地ですよ、この小さいところに病院はもう数が多いですよ、それでその点は通院、薬剤を処方してもらう分には物すごくいいんですけど、医療費としては影響が出るんじゃないかと思っているんですよ。

南九州市、南さつま市の人口の割と何ちゅうかな、行政、地区の面積ですよ、それに比べたらうちはもう小さい範囲で、病院がいっぱいある、いろんな診療科とって、そしたら自然に医療費も上がると思うんですよ。

ところが、何ちゅうか、差別じゃないけど、島のほうは奄美市が大きくて、大きな病院もあるんですけど、ほかのところは医療にかかるにも船に乗ったり、飛行機乗ったりせんといかんわけでしょう、そしたら自然にもう医療費も下がると思うんですよ。

私が一番感じたのは、目の前の三島に行って地元の人に病気になったらどうするのって聞いたら、もう帰ってくるときは箱に入って帰ってくるって、そう私に教えてくれたんですよ。もうそのぐらい厳しいわけですよ、向こうは。それに比べたら、うちは行きたければいつでも診療がある日ならどこ行っても病院に入れるということで恵まれている。それで医療費自体も高くなるかなと思ったりするんですよ。

だから、ここにもレセプト点検いろいろやっていますけど、それについては委員会のそういった対策等いろいろあると思うんですけど、総合的にこれがいい悪いというんじゃないくて、何かこう根本的に本当に考え直さないと被保険者数というのはもう年々減っていったら、余計だんだん厳しくなるから何かこう、誰が考えるっていうんじゃないくて、本当にテーマとして考えてもらいたいなと思っております。

○健康課長（西村祐一） ただいま5番委員のほうからありましたとおり、個別具体的には申し上げませんが、鹿児島県内の状況を見ればですね、比較的医療機関が多い薩摩半島のほうは医療費が高くて、大隅半島のほう、あとは離島のほうですね、こちらのほうは医療費が低いような傾向が見えております。

一応、国のほうとしましても、その方針といたしまして県内での保険料の統一化ということを言われておりますし、県のほうも先ほど9番委員の質疑等にもお答えしましたが、具体的な数値等を示して保険料統一に向けた取組を進めているところでございます。

医療費の適正化と併せてですね、もしこういった保険料の統一化がなされた場合にはある程度改善が見えてくるのかなということは考えております。

○5番（禰占通男） あと、もう一点、先ほど言った被保険者数の総所得ですよ、この総所得で見て保険料の、まあ言えばどの水準にいるのかちゅう、そういった統計ちゅうのもないんですか。

被保険者数の総所得、それに対する保険料の収納というか、保険料額ちゅうの、そういう資料はないんですか。そうすると自然にこう何か、国保も財政運営ちゅうのはぱっとこう出そうな気がするんですけど。

○健康課長（西村祐一） すみません、今手元に最新の資料がないんですけれども、収納率につきまして枕崎市は令和2年度で現年度分、滞納繰越分と合わせまして92.69%、これは19市における順位としては1位となっております。そのほかの数値につきましてですね、ちょっとこちらのほうで把握できないところでございます。

○税務課長（神園信二） 先ほど4番委員の質疑の中でも申し上げましたように本市の保険税、世帯の所得に占める割合としては10.94%が保険税になってしまうということは先ほど申し上げたところです。10%、11%は所得のうち、保険税ですよと、課税されていきますよというところは先ほど申し上げたところであります。

あと、先ほど4番委員の質疑の中で、協会けんぽの保険料の話が出ましたけれども、これちょっと休憩時間中に把握をしてまいりました。本市の国保税の場合は10.94%、協会けんぽが現状で12.16%であります。これは折半前ですのでこれが折半されるということになりますと、御本人の負担というのは6.08ということになります。

こういう状況を見ますと、保険税をお願いして徴収をする担当部署といたしましては、平成30年度に6,000万円のうちの半分3,000万円をお願いいたしますということで残りの3,000万円、いつかはというところでそのときに御相談をしましたが、先ほど健康課長が申し上げましたのは、令和5年度あたりまでにというところではございますが、現下のコロナの状況、それぞれ所得も厳しい状況というところを考えますと、協会けんぽ等との比較からいうと高い保険料率ということでございますので、よほど慎重な検討をしていかないと、なかなか加入者の方、市民の方の御理解というのは難しいのかなと、タイミングと状況をしっかり見計らって判断をしていくべき問題であろうというふうに賦課徴収させていただく担当としては考えているところでございます。

○2番（眞茅弘美） 医療費適正化特別対策事業ですけどレセプト点検が2名で行われているということですが、対象者は何名で巡回はどのぐらい行われたんでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 対象となるレセプト枚数につきましては11万2,720枚ということになります。これは1月当たり平均しますと9,393枚です。これに対して効果額と申しますか、こちらにつきましては2年度の実績で被保険者1人当たりの効果額は387円、こちら資格点検のほうの内容点検につきましては被保険者1人当たりの効果額は127円、合計で514円というふうになっております。医療費に対する効果額につきましては0.12%ということになっております。

○8番（豊留榮子） 歳入の滞納繰越分についてお聞きしたいと思います。この滞納者の方への対応というのはどのようにされているんですか。

○税務課長（神園信二） 滞納をされる方への対応ということで非常に大まかなお尋ねなんですけれども、滞納を持っていらっしゃる方の生活状況、収入の状況、家族構成等々をお伺いしまして、特に国保の場合は給与で生活している方もいらっしゃいますけれども、営業とか農業とか事業をしていらっしゃる方も多いと、その辺の見通しをお伺いしながら、どうしても一気に国保税

を納めるのが難しいというときには、その状況を見ながら分納をしていただくと、何とか分納しながら国保は6期に分かれておりますけれども、その期数に限らずに毎月これぐらいずつ納めていきましょねと、滞納されていらっしゃる方との協議の中でですね、できるだけ現年分は何とか納められませんか、あと滞納になってしまっている分はそれに少し頑張って滞納額を少しでも縮減していきましょねというふうな協議をさせていただきながら対応に当たっていると、解消を目指して一緒に歩いていくというんですかね、滞納されていらっしゃる方と徴収の担当と一緒に歩いて、何とか滞納解消を目指していくというふうな対応を取っているところでございます。

○8番（豊留榮子） それと、以前は滞納すると保険証が変わっていろいろな色になっていたということがあったんですが、現在はどうなんですか。

○税務課主幹兼滞納整理係長（國生和己） 滞納者の方の保険証の取扱いについては、期限付保険証の取扱基準を設けておりまして、状況に応じて、期限を1か月、2か月、6か月というふうな期限付保険証を交付して更新の際に一応納税相談する形で納付に協力をしていただいているという状況です。

○8番（豊留榮子） 以前も私言ったことあるかと思うんですけれども、やっぱり保険証が違う色で病院なんかに行くときに持っていきますよね、そしたら、えって、みんな不思議に思うわけですよ。

だから、病院を控えたり、そういうことにもなっているんじゃないかなという気もするんですね、だからやっぱり保険証っていうのはやはり同一でね、滞納されている方も、もう同じ保険証を配付してほしいと思いますよね。

まず、先ほどもいろいろお話が出ていましたけれど、税の公平性ということを言われていたけれども、そういうことを考えると全体を見ると何か公正にやられているのかなというふうにちょっと不安になるんですね。

だから、そういうことではなくて、やはり一般会計からの繰入れも必要だし、このままいくと国保は県に統一されていずれは国で統一されるってことになっていくんですよね、多分。そういうことになると自治体の役割というのがだんだんだんだん希薄になっていくというか、そういうのはどういうふうに考えていますか。

○税務課長（神園信二） 滞納していらっしゃる方、滞納がある方もない方も同じ保険証で病院にかかりやすくというふうな御意見でございます。保険証の色が変わると、病院にかかりにくくなるんじゃないかというふうな御意見、そういう場面があるということは分かります。

ただ、どうしても滞納解消の進み具合と一緒に滞納を持っていらっしゃる方も協議をしながら、そういう機会をしっかりと設けさせていただくというふうな考え方に立てば、国のほうからもそういう通知が来ているため、滞納がある場合は一月、二月、半年ぐらいの短期証を渡して、そのたびに滞納の状況について滞納者と協議をなさいというふうな方法を取るための手段でございますので、そこのところでは滞納者の生活状況を確認できるよい機会ではあるというふうに考えております。こういう方法を取らせていただいておりますが面倒はかけておりますけれども、それはある意味、ある面では必要なのかなと考えております。公平性というところではですね。

いろんな生活の状況はあるんでしょうけれども、御負担いただくべき金額というのは同じ方法で定められた中で賦課をさせていただいておりますので、そこをお納めいただいております方との公平性というところも考慮をしなければならないのかな、そのためにはいろんな方法を取っていかなければならないのかなというふうには思っております。

あと、県、国のほうに統一されてというところにつきましてはの考え方は、健康課の範疇に入りますので、健康課のほうでもし答弁があれば健康課のほうでお願いします。

○税務課主幹兼滞納整理係長（國生和己） 8番委員の言われた保険証の色の関係なんですけれども、短期保険証につきましても一般の被保険者と同じ保険証で期限を切って交付をしているとい

うこととなりますので、色の違いはありません。

○7番（吉松幸夫） 今の保険証のことですけれども、10月からですか、マイナンバーが保険証の代わりになるという話もあります、そのときの取扱いはどうなりますか。

○健康課長（西村祐一） 今度の10月からマイナンバーを使った保険診療、医療機関への診療が可能になるということなんですけれども、公立病院につきましては顔認証システムが令和3年3月中旬に整備されております。ただ民間の医療機関のほうが整備されていないところがあると思いますので、そういったところでは今のところは対応ができないということになるかと思えます。

ただマイナンバーカードを取得したから即できるかといえばそうではなくて、マイナポータルというところがあると思うんですけれども、そちらのほうで登録していただきまして初めて使用できるというようなことになろうかと思えます。

それとあと、先ほど8番委員の答弁なんですけれども、県のほうに国保会計が移行しまして、その後、国ということで住民との関係性が希薄になるのではないかということなんです、現在、県のほうに移管された後につきましてもこちらのほうで実質いろんな手続等を行っておりますので、それが国になったからといってこの状況は変わるものとは思っておりませんので、住民との関係性は今後とも続いていくものと考えております。

○12番（東君子） 健康センター事業費の委託料が約121万とあるんですけれども、この内容はこういったものなんでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 内容的にはですね、腹部の超音波検査の委託料です。当初はウォーキング大会等もそちらに組み込んでおりましたが、ウォーキング大会につきましては新型コロナウイルス感染症の関係で中止となっているところでございます。

○4番（沖園強） 監査意見書の22ページなんですけど、今回、不納欠損処分を62名、91件を410万円程度してあと収入未済額は3,460万円程度、未済額があるということなんですけど、これ件数と人数はどうなっているんですか。

今回出された資料では6月時点は出ているんですよ。3月時点より若干増えているから3月時点で幾らだったのかということなんですけど……ああ出納閉鎖やな。

○税務課長（神園信二） お手元にお配りしているのは出納閉鎖の6月1日現在と。3月末でということになりますと、出納的には年度の途中だったもんですから申し訳ございません。集計してございません。

○4番（沖園強） 出納閉鎖時、監査意見書なんでしょうから3,461万2,000円ですよ、監査意見書では。それが6月1日現在の3,465万4,000円になっているんですけど、小さなことなんですけど、そこ1日、2日で若干増えているのかなと、それはそれでいいですけど、そうするとこれでちょっと気になるのが、資料、今お開きですかね、資料開いていますか。

頂いた冊子の資料、7ページ、そこで気になるのが、6番の失業中・収入少額は人数が87名と一番多いんですよ、納税意識の希薄というのはその次に多くて69人。すると監査意見書で不納欠損処分の処分した理由別でいくと生活保護、この収入少額というふうになるんですかね、生活困窮、どこになるのかな、大体、担税力なし、この辺になるのかな。失業中・収入少額の年齢構成はどうなっているもんなんです、そこまでは分析されてない。

○税務課長（神園信二） 年齢構成までは申し訳ございません。御容赦ください。

○4番（沖園強） 不納欠損処分と比例していると思うんですけど、ここの部分でやはり失業中・収入少額、コロナの影響というのもやはりこの辺に反映されているもんですかね。

○税務課長（神園信二） 収入未済のところの額にはですね、コロナで計画どおり分納しましょうねと言っていたのがなかなか入れられなかったというので、収入未済の増減のところの影響するところはございます。

ただ不納欠損の場合ですので、もう欠損処理をしてしまうということはそれなりの年数等も、

滞納が発生した以降発生しているというところで原因が発生した時点ではコロナというのではないと、ただその後、納付がうまくいかなかったために欠損せざるを得なかったというのは若干あるとは思いますが。

それを細かくコロナの要因で不納欠損がどのぐらい増えた、どういう方が増えたというところまではなかなか仕分としては難しゅうございます。申し訳ございませんが、そのような答弁しかできないところでございます。

○4番（沖園強） そうすると、資料でいけば出納閉鎖で238人の滞納者がいらっしゃるわけですよね、これ現年分でどんくらいいるんですか。23人のうち8人新たに現年分が発生したのは幾らぐらいあるもんですか、まあ収納率から現年分を推測すると大体分かるんですけども。

○税務課長（神園信二） 238人の3,400万円の滞納のうち現年分のみ、新規の滞納を発生させた方は65名、440万円程度というところでございます。

○4番（沖園強） そうすると、65名の440万円程度が出納閉鎖以降に、あとの収納状況はどうなっているんですか、まだそのままなんですか。

○税務課長（神園信二） お尋ねの件は出納閉鎖がされてから、令和3年度中にこれがどの程度解消をされたかというお尋ねだと思いますが、ちょっと今手元にある資料を積み上げてみないと分からないと、今年度は今年度で進行中ですので、まだ集計ができていないところでございます。

○4番（沖園強） 不納決損処分、監査意見書を見ても欠損処分をした中で2年度分を2件という何らかの事情で理由別の中のどっかなんでしょうけど、極力現年分は特にですね、徴税努力をしていただきたいというふうに申し上げときます。

○税務課長（神園信二） はい、不納欠損の即時欠損というところの御指摘だと思います。しっかり年次管理、債権管理をして即時欠損ということがないようにということはいつも御指摘をいただいて、ここまで心がけてきたところでございます。

○税務課主幹兼滞納整理係長（國生和己） 4番委員の22ページ欠損処分の2年度で6万円の分につきましては、外国人研修生の国外転出に伴う住民票の職権削除がされた案件でございます。

○税務課長（神園信二） 先ほども申し上げましたが即時欠損というのはなるべく避けるようにと、しっかり債権管理をせよということは従前からお話をいただいております。国保税もこういうふうに外国人研修生が国外に退去したということで、もう取りようがないということで落とさせていただきます。

国保のみに限らずですね、今まではずっと議会の指摘を受けて、債権管理をして年数がたってから落とすということがあったんですけども、しっかり債権管理をしていくというのは大前提の元で今後こういうケースがあったときには、いつまでも取りようのない債権を抱えておっても滞納額が膨れ上がって滞納繰越分の徴収率が上がらないというふうな状態を招くのは、しっかり税を納めていただいている方々への印象も悪くなりますし、言い訳もできないということでございますので、こういうケースは今後対応させていただきたいと、これにつきましては国保税に限らず市税のほうでも固定資産税とかいろいろもう即時欠損せざるを得ないよねというのを議会の御指摘をいただいて債権管理をしておりましたけれども、それが膨れ上がって滞納繰越額自体が膨れ上がるというケースがございます。

例としては、相続放棄をされてしまって、もう誰のものでも土地がないんだけど固定資産税は発生をしてしまうと、そういうもの等につきましては、今後は申し訳ございませんが、即時欠損というところもやむを得ないケースが出てくるのではないかなというふうに考えております。

そういうことで、今後は処理方法につきましても法に基づいたしっかりした管理はしますけれども、やむを得ないものは欠損させていただく方向に少しずつかじを切っていきたいというふうに考えているところです。

○4番（沖園強） やむを得ず即時欠損処分を行ったということなんです、外国人研修生の場

合、国外へ転出ということでなんですけど、研修生を受け入れた場合に身元保証人とかそういった派遣会社の保証とかちゅうのはないんですか。

○**税務課長（神園信二）** 住民税等々を国民健康保険税もそうですけれども雇用をしていただいている事業者の方に、おおよその税額をお知らせして毎月の給与の中から本人に代わって預かって納税してもらえませんかというところもあります。

ところが、それができないうちに、ぽっといなくなってしまったというときには事業者もどうにもできなくて、それをあっせんしたいいわゆるいろんな協会の方ですかね、その方々も特にそのことについてはもうノータッチでありますので、そういう今回のようなケースが発生すると、普通税、市民税のほうでもこの方々に似たケースで即時欠損ということを令和2年度させていただいていると、もうどうしようもないというところでいつまでも抱えているよりはということで欠損処理をさせていただいたケースが出ております。

○**税務課主幹兼滞納整理係長（國生和己）** 4番委員の質疑で決算意見書22ページの税収比較表の収入未済額とこちらのほうから提出している決算資料7ページとの金額の相違については、還付未済額4万1,700円の関係で相違が出ています。

○**9番（立石幸徳）** 今朝からかなりの時間、国保で審査をしているんですけど、なかなか本市の国保事業はですね、これからどういう対応をしていって、特に法定外繰入れを本市が解消できるのか、こういうのが全然まだ見えてこないんですよ。

9月議会のタイミングちゅうのは非常にタイミングとしても次年度の国保をどうやっていくかということですね、そういう点からまだきめ細かな分析が少し足りないと思いますので、その法定外繰入れ解消に向けてですね、幾つかの残っている課題を教えてくださいなんですが、まず本市の1人当たりの医療費ですね、これは令和元年度が幾らだったのか、そして令和2年度の出ている決算で1人当たりの医療費は幾らになっているんですかね。

○**健康課長（西村祐一）** まず、令和元年度の1人当たりの医療費でございます。令和元年度につきましては52万7,496円となっております。令和2年度の見込みになるんですが、51万8,588円、令和元年度と比較いたしまして増減率はマイナス1.7%というふうになっております。

○**9番（立石幸徳）** 2年度は見込みということですけど、ほとんどもう2年度も終わっていませんので、つまり1人当たりの医療費ちゅうのはここ、資料を持ってきていませんので、振り返って40万円台からずっとこの令和元年度まで私は右肩上がりです。一直線に上がってきていると思うんですよ。ここへ来て若干下がり出した。9,000円ですけどね、確定じゃないんですけど。

当然、被保険者数も減ってきていますので、国保の医療費全体として本市は減ってきている。なのになぜ法定外繰入れかと、もう少しその辺をきめ細かに分析しないと法定外繰入れ解消はでき得ないと思うんですよ。

もう前置きを言うと非常に失礼な言い方になるかもしれませんが、法定外繰入れっていうのは別段その医療費だけが問題じゃない。つまり、歳入歳出に対して歳入が不足すれば、その不足分を一般会計から持ってくる。これだけが法定外繰入れなんですよ。

だから、歳出面ですね、なぜ、じゃあ医療費も減ってきているのに法定外繰入れをせんといかんのか、そういうところまで踏み込まないとですよ、本市の法定外繰入れはどっから来ているのか分らないですよ。

その関係で、まず県への納付金はさっき言ったように医療分と後期分、介護分、3つあるわけですけどね。この介護分については、はっきり言っているいろいろあったにしても本市はいかんともし難い。

全国ベースで計算がなされて、本市の対象者を掛け算して出していきますから、その医療給付分に関しては、今度は県下全体の、県全体の医療費が幾らだったのか、県全体の医療費の動向ちゅうのはどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 令和2年度の事業費納付金の算定基礎となりました医療費につきましては、県全体で32億円程度増えております。その関係で一応、本市の事業費納付金につきましては4,500万円の増となっているところでございます。

○9番（立石幸徳） 32億円増えているちゅうのは分かるけど、実額ちゅうか、絶対額は幾らだったんですか、元年度から、できれば30年度あたりからですね、制度改正があった。

○健康課長（西村祐一） 県全体でよろしかったですか。県全体です、今手元にある資料では令和元年から令和3年度までありますので、こちらで回答いたしたいと思っております。

一応、算定につきましては、令和元年度、県全体では510億2,480万円程度、令和2年度につきましては541億8,960万円程度、令和3年度につきましては480億6680万円程度という推移となっております。

○9番（立石幸徳） 県下全体の全体額ちゅうか絶対額が減ってきているのは、これ被保険者数との絡みで、そういう県全体の医療費総額は下がっているというふうに理解すればいいんですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員から指摘がありましたとおり令和3年度の算定につきましては、令和2年度の算定と比較して減少しているところであります。

そちらにつきましては、9番委員のおっしゃるとおり被保険者数の減、あと国保連合会で分析した資料があるんですけども、そちらによればコロナ禍によりまして病院になかなかかからない、受診を控えたといったことも要因として挙げられているようであります。

○9番（立石幸徳） 私は最後に国保について要望しときますけど、もうちょっといろんな意味できめ細かな分析、要因、なぜ本市の法定外が発生せざるを得ないのかということ进行分析してもらわないと、単に医療費を下げましょうよというような取組だけで、単にそういうことだけで解消するとは思いません。ですから、もうあまり時間をかけるとあれなんでその辺も含めて、庁内で国保の安定化、県下の県全体の医療費の動向等も見据えて取り組んでほしいと思っております。

それから、後期高齢者のほうで1点だけ。来年10月ですか、この間、国保も同様ですけど、健保法が改正になって、一応予定としては来年の1年後ぐらいから75歳以上の後期の2割負担ちゅうのは施行されるみたいなんですけども、この関係の影響といいますか、本市への、これはどういうふうに捉えているんですかね。

○健康課主幹兼保険医療係長（川野優治） 後期高齢者医療保険料の医療費2割関連について申し上げます。

一定の所得がある75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる医療制度改革関連法が今年の6月4日に可決、成立しております。2割負担に関わる本市の影響としては、正確に課税状況とかは確認してないんですけども、令和元年度の所得区分で申しますと一般に当たる方が1,619名おります。そのうちの5割程度がこの2割負担になろうかと思っております。650人程度がこの影響を受けるんじゃないかなろうかと推定しております。

○委員長（清水和弘） ほかにはありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、順次、採決をいたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第2号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第2号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって認定事項第2号は、認定すべきものと決定いたしました。
お諮りいたします。

次に、認定事項第3号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第3号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで1時10分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時7分 再開

△認定事項第4号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、認定事項第4号令和2年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 認定事項第4号令和2年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

令和2年度の当初予算額は28億1,576万2,000円で、その後4回の補正を行い、最終予算額は29億3,019万9,000円となりました。

歳入におきましては、調定額28億2,817万1,000円に対し、収入済額28億2,344万8,000円、不納欠損額118万2,000円、還付未済額14万8,000円、収入未済額354万1,000円となりました。

歳入のうち保険料につきましては、調定額4億8,375万5,000円に対し、収入済額4億7,903万2,000円で、収納率99.0%となり、前年度に比べ0.2ポイントの増となりました。

歳出におきましては、予算現額29億3,019万9,000円に対し、支出済額26億3,550万9,000円で、2億9,469万円の不用額となり、収支残額は1億8,793万9,000円となりました。

歳入総額28億2,344万8,000円に対し、歳出総額26億3,550万9,000円で、差引き1億8,793万9,000円の黒字となりました。

令和2年度事業の成果について申し上げます。

まず、総務費は介護保険の事務経費であり、4,556万5,000円の事業費のうち約83%に当たる3,768万3,000円を南薩介護保険事務組合負担金が占めています。

保険給付費は、令和2年度の予算現額26億4,920万円に対し、23億8,808万9,000円の支出となり、予算現額に対しては2億6,111万1,000円、9.6%の減、また令和元年度実績に対しては6,453万2,000円、2.8%の増となりました。

なお、介護サービス等諸費は、前年度実績を上回ったものの計画を下回りましたが、これは、居宅介護サービス給付費では通所系のサービスが伸びなかったこと、地域密着型介護サービス給付費では新たに事業開始予定の小規模多機能型居宅介護事業所が事業開始に至らなかったこと、施設介護サービス給付費では介護医療院のサービス給付が当初見込みを下回ったこと等によるものです。

介護予防サービス等諸費については、前年度実績及び計画ともに下回りましたが、これは、介護予防通所リハビリテーションの利用実績の減が大きな要因となっています。

また、第7期介護保険事業計画では令和2年度の要介護認定率を17.5%と見込んでいました

が、平成29年度から総合事業を実施したこと等もあり令和3年3月末の要介護認定率は16.6%となっており、このことが給付費の伸びない要因の一つとなっています。

地域支援事業費は、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費8,396万2,000円で、前年度に対し741万2,000円、8.1%の減となりました。

基金積立金につきましては、介護給付費の財源等としての介護給付費準備基金への積立金5,166万2,000円であります。なお、現時点における令和3年度末の介護給付費準備基金の残高は3億7,354万7,000円と見込んでいます。

諸支出金につきましては、介護保険料の還付金並びに令和元年度分に係る介護給付費負担金等の国・県への償還金、介護給付費交付金等の社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分6,623万1,000円です。

以上、説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（清水和弘） 質疑については簡潔にお願いいたします。

審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 介護事業所というのはもちろん医療機関もそうなのでしょうけど、介護事業所、こういった社会的な役割を果たす施設とか機関は、基本的に赤字というのはあまり発生しないようになってはいるはずだと私は思うんですけど、そこで一般質問でも聞きましたその社会福祉協議会の訪問介護事業、これは非常に答弁、説明を聞いても事業が非常に採算に合わなくなってきたというような説明でしたよね。そういうことちゅうのは、どこから出てくるんですか。

特殊な事情があるかもしれませんが、一般的には介護事業所というのは赤字が出ないようにしているはずだと思うんですけどね。その点をちょっと教えていただきたいんです。

○福祉課長（山口英雄） 一般質問でもございましたけれども、社会福祉協議会のホームヘルプサービス事業の事業所を閉鎖するというようなことで、社会福祉協議会のほうが、今その閉鎖に向けた取組をやっているわけです。

今、9番委員のお尋ねですけれども、介護保険の事業所を行うには、当然、人員の配置基準とかそういったものが適用になります。ホームヘルプサービス事業につきましては、常勤換算でヘルパーが2.5人以上いなければ事業ができないというふうになっていますので、仮に利用者がゼロだったとしても、事業所として実施するためには2.5人は常勤換算で職員を置かなければいけないと。そうしますと、人件費が当然発生いたします。

社会福祉協議会の場合には、最近、どちらかというと要介護認定者の利用というよりも要支援の認定者、ですから当然給付費につきましては介護認定か支援認定かによって単価が違いますので、そういったことで、その要介護認定の利用じゃなくて、要支援の認定のほうが多かったということで、実入りとなる給付費が少なかったと。そういったことで、こここのところ毎年赤字が続いていたというふうに確認しております。

社会福祉協議会が公表している訪問介護事業の事業区分の収支でいきますと、手元には過去5年程度しか持ち合わせていないんですけども、平成28年が118万程度の赤字、これが令和2年度になりますと313万程度の赤字と、こういうふうに年々赤字が拡大してきていたと把握しております。

○9番（立石幸徳） そうすると、例えば要支援は単価が安いから、もうちょっと介護度の高い、そういう人たちが利用者になれば、事業上はいい形に行く。それで、その辺の何て言うんでしょうかね、対応ちゅうか、実際、事業を運営、経営する立場の人というのは、そういうものちゅうにはやっぱりどういう言い方すればいいんですか、できるだけ事業経営がよくいくようにそういう利用者を、ある意味では、選ばなければならない。そういうことでの市なり、いろんな社協との話合いの中ではそういうものっていうのは過去になかったもんですか。

つまり、やっぱりずっとそういう赤字のまんまな、やっていくちゅうこととでは、一、二年ならまだしもこれはどうにかせんといかんと。何かそういう市のほうにもそういう赤字がずっと続くっていうことを脱却というか防ぐためには、どういうことがいいたろうというそんな行政とのちょっとのやり取りちゅうのはなかったもんですか。

○福祉課長（山口英雄） サービス利用を検討するときには、もう当然ながらその事業所の経営というよりも、まずはその利用者に必要なサービスをどういうふうにして適切に提供するかということ念頭に置いて、そういったことでケアマネジャーも計画を立てるわけですけども、今言われた社会福祉協議会が長年赤字だったことによって、行政のほうに何か相談とかそういったことがなかったかということですけども、社会福祉協議会といたしましては、恐らくですね、詳しい事情は聞いてはおりませんが、行政とともに地域福祉の根幹を担っている社会福祉協議会ですので、採算的に厳しくても、これまでサービスが必要な方に対してサービスを提供してきたというようなことだろうと思いますけれども、今回、ホームヘルプサービス事業所を閉じるということについては、その前に経営が苦しいとかということの相談というのは直接はなかったところですよ。

今回、事業所を閉じたいということについては、今年になりましてから、最初1月の中旬ぐらいにちょっとその話がありまして、具体的にどういうことかということで、ちょっと社会福祉協議会のほうから事情を聞いて、それで今に至っているというような状況でございます。

○9番（立石幸徳） 最初から社協の事例を出したのはですよ、当然、福祉課のほうは本市のいろいろな社会福祉法人の監査義務がありますよね。各福祉法人も、当然、事業実績は報告義務が毎年度あるはずですよ。そういうもんですよ。

サービスだからちゅうてな、長年赤字が続くのをですよ、福祉課のほうとしてはチェックはされていたんですか、いないんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今、9番委員が言われるように社会福祉法人の法人監査、経営の監査については市のほうにその権限がありますので、市のほうは監査を実施しているところでございます。ただ、事業ごとの区分では赤字とか、黒字の部分とかもありますけれども、先ほど申しましたとおり、社会福祉協議会というのは、他の民間の社会福祉法人とまたちょっと違った立場の地域福祉を支える、行政と支える両輪になるべきそういった存在かなとも思っておりますので、そういったことも踏まえて社会福祉協議会のほうではずっと運営をされてきたのかなというふうなことで考えております。

○9番（立石幸徳） 社協だからと私はあえて言っているんじゃないんですけど、要するに社会福祉法人あるいは医療法人にしても、その経営という意味では社会に与える影響が非常に大きいわけですね。病院であってもたくさんの患者を抱えていて、ある日突然とは言いませんが、病院がもう駄目になったと、患者はどうすんのか。

社会福祉法人もお世話になっている利用者の方々も法人がもう事業をできなくなったってなれば、影響は大きいですからね。ですから、そういうことでやっぱり福祉課のほうは、社協は別だというようなことじゃなくて、やっぱり全般的にですね、監査の業務があるわけですから、今後ともそういう面に気をつけて監査をやっていたらいいと思います。

○3番（上迫正幸） 決算書の19ページ、高齢者元気度アップ・ポイント事業の説明をお願いします。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 高齢者元気度アップ・ポイント事業について事業説明をさせていただきます。

この事業は、65歳以上の高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して地域商品券に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取組を促進することを目的としております。

実績ですが、事業対象となるのがてげてげ広場とか筋トレサロンとか、高齢者が集っていただく健康づくり事業とか、あと文化活動的な市が主体で行う事業や健康づくりの健康センターが行っているような事業等が対象になります。上限ですが、1日30分の活動で1ポイント、これが1ポイント100円になります。1日2ポイントが上限で、年間では50ポイントが上限で5000円の商品券に換えることができます。

令和2年度は、登録者が1,870人で、内訳は男性が446人、女性が1,424人です。交換をされた方が1,049人おられました。

実際の事業費は商品券に377万3,500円、事務費が208万9,943円で合計586万3,443円となっております。

財源としましては、商品券に係る部分の報償費については県と市が2分の1負担になっております。残りの事業費については地域支援事業ですので、その区分に応じた国と県からの財源と、あと1号負担、2号負担分があります。

○3番（上迫正幸） 今、てげてげ広場などを利用した方に1ポイント100円でポイントをもらえるということですが、今コロナ禍の中でこのてげてげ広場なんかの参加利用者は大分少なくなっていると思うんですが、その辺はどうでしょう。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 昨年でしたか、コロナに対する影響ということで質疑等があったかと思えますけども、昨年が上半期ではほぼ半分程度ということで、後半のほうは予定どおり行われていたということで答弁したかと思えます。

実績で言いますと、交換された方は昨年元年度が1,208名でした。本年度が1,049名ですので、やはり200名程度の減というふうになっております。交換の報償費で言いますと、昨年が478万1,500円でしたので、やはり100万円程度減額となっておりますので、これはやっぱりそういった自粛による減の影響が大きいと思います。

○3番（上迫正幸） 利用されている方々の批評ちゅうかあれはどうなんでしょうか。こんなのしてくれてよかったなあとかそういう感想なんかが上がってきてないんですか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 元気度アップ・ポイント事業で商品券交換をする際に来ていただいた高齢者登録者の方には、アンケート調査を実施するようにしております。

その中で、参加者の意見として、楽しく体操ができて健康になり、ポイントをもらえてありがたいですとか、外出する機会が増え、フレイル予防に努めながら商品券までもらえてありがたいですということで、前向きな意見がほとんど占めております。

この事業があって、改善が図られたという方もパーセント的に言いますと15%ぐらいおられますので、効果はそれなりにあったものというふうに感じております。

○12番（東君子） 今の元気度アップ・ポイント事業なんですけれども、これよく会員の方から聞かれるのが、まだこれ何年もしばらく続くのかということと、あと今いっぱいになったら5,000円で皆さん楽しみにされているんですが、この金額をさらに上げる予定とかそういうことはないですか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 高齢者の皆さんがそれぞれですね、生きがいがづくり、健康づくりをされていて、やっている事業が本当に物すごく幅が広いところもあります。単なる趣味活動等も入れてくださいとか、そういった要望があることは事実なんですけども、やっぱり健康づくりで効果がある程度検証されていて、市が実施主体になっているというようなそういった制限を設けて、そこら辺はきちっと管理をしながらやっているところです。

この5,000円が適正かというところは、活動に対する御褒美という形ですので、ここについては高ければ高いほどいいんでしょうけれども、5,000円で家族2人食事に行けたとか、そういうところからすると適正な価格ではないかと思えますが、保険者である福祉課とも協議して、県内の状況を見ながら調査していきたいというふうに考えております。

○12番（東君子） 枕崎市の財政が大変だからということで、商品券はもう受け取りませんかというお話も聞くんですが、実際、人数はいいんですけれども、市のほうに返還というか使ってくださいというか、商品券をそういった方は実際いらっしゃいますか。

○地域包括ケア推進課長（堂園力郎） 実際、申出で商品券を使ってくださいという方がおられたんですけれども、これは使うことでまた社会貢献にもなりますので、受け取る金額がある方にはぜひ積極的に受け取っていただいて、受け取った上で、地域に返していただくとかそういったことは勧めております。正確な数字は分かりませんが、数名の方は辞退されたということがあったと思います。

○12番（東君子） とても大事な事業だと思います。その理由の一つにですね、もうこういう事業がなければ、高齢者の方は誰かとお話したいということで、つつい病院のほうに出かけられて、そしてそこで大変安否確認ですかね、待合室のところで最近誰々を見ないけれども具合が悪いんじゃないかというお話を実際されているということで、病院には新聞も置いてありますし、そこが憩いの場にならないように、ぜひこういった事業に力を入れていただきたいと思います。

○8番（豊留榮子） 15ページの歳出のところなんですけれども、この介護報酬改定等に伴うシステム改修等ってあるんですけれども、これ去年もあったんですけれども、これ毎回毎回この介護報酬というのが改定されるんですか。

○福祉課長（山口英雄） システム改修の内容について、ちょっと資料を取りに行っていますのでお待ちください。

○8番（豊留榮子） 後でいいです。

○4番（沖園強） 先ほど保険給付費について事業所が開設予定を開設しなかったとかそういう不用額等の説明が出たんですけど、予防サービス給付費等で不用額がちょっと目立ちますのでお尋ねします。

決算書の83ページ、目の2、3、4予防サービス給付費がゼロ、支出がゼロということで全額不用になっているんですけど、その事情をお示してください。

○福祉課長（山口英雄） 決算書の83ページのこの介護予防サービス給付費の特例介護サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、特例地域密着型介護予防サービス給付費、これらはですね、年度当初はサービスの利用が若干あるものと思って予算を組んでいるわけなんですけれども、実際、利用者がなかったということです。

このうち、特例の給付費というのはサービス利用がもう直ちに必要だという状況なのに、介護認定申請は何か月かかかたりしますので、認定申請前に確実に認定が取れるというような状況の方のサービスをあらかじめして、後で給付するという、そういったことでございます。

今言いましたとおり、予算措置をしましたけれども実績がなかったということです。

○4番（沖園強） その下のほうで、ちょこっと目立つやつだけ。6番、7番の介護予防住宅改修もやっぱり見込みより少なかったということですかね、不用額が若干多いんですけど。

○福祉課長（山口英雄） そのとおりでございます。

○4番（沖園強） その下の7番も同じ理由なんですか、介護予防サービス計画給付費。

○福祉課長（山口英雄） 介護予防サービス計画給付費ですけども、当初予算で見込んだ対象者よりも延べ人数で1,661人、当初見込みよりも利用者が減少したということでございます。

○4番（沖園強） 延べで3,276人の対象者を見込んでおったけど、約半分ですよ。これ喜ばしいことなのかな。どう受け止めればいいのか。

○福祉課長（山口英雄） 今、平成29年度から総合事業を実施しておりますけれども、要支援の方につきましては総合事業のほうもどちらでも受けられると。総合事業を実施した関係で、要支援認定の方につきましては総合事業を利用されている方もいらっしゃるのかなと。

そうしますと、この介護予防のプラン作成は要らなくなりますので、そういったことも一つは影響しているのかなというふうに思います。

○4番（沖園強） 今、似たようなお尋ねをしているんですけど、そうするとこういった見込みより実績が下回ると、約半分程度に下回った。第8期の介護保険事業計画にはその辺が反映されているものですか、どうなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 第8期計画策定の際には、当然ながらまだ第7期の計画期間の途中ですけども、その状況も踏まえて今後の見込みを立てるわけですけれども、ただ、今高齢化率がだんだん上がって行って、高齢者の数自体はほぼ今がピークで8,300台なんですけど、今後は元気な方も加齢に伴って要介護とか要支援とかになっていく方が多くなっていくのかなというふうにも思われますので、そういったことも加味して8期計画は策定したところでございます。

○4番（沖園強） 同じ84ページ等でもそういった傾向は、例えば特定入所者介護サービス、特例特定入所者介護サービス費、見込みを30万だったけど、全額不用と支出なしと。この辺も見込みだけ実績がなかったと、そういう単純な捉え方でいいんですかね。——はい分かりました。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 先ほどの介護報酬改正等に伴うシステム改修等なんですけれども、令和2年度が特定個人情報データ標準レイアウトのシステム改修と、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託と、もう一つが介護保険料の軽減強化支援事業に伴うシステム改修業務委託の3件です。

○8番（豊留榮子） 中身がちょっとよく分からないですけれども、とにかく介護報酬に関するシステムの改修ということではいろいろ項目が3つありましたけれども、それってというのはやっぱデジタル化の関係で毎回そういうふうになっていくんですか。デジタルとは関係なくですか。

○福祉課長（山口英雄） 直接デジタル化とは関係はないものです。

このシステム改修というのは、例えば介護報酬の加算部分の変更になったりとかそういったもの、それから介護保険に係る申請様式の変更に伴うシステム改修だとかですね、そういった内容のものであります。

○8番（豊留榮子） 前年度も介護報酬の改定等に伴うシステム改修で同じような金額なんですけどね。今年度が251万5,713円、前年度が248万4,389円と大体似たような金額なんですけど、これっていうのも毎年こういうふうにシステムの改修があるってということなんですか。システムの中身がよく分からない。

○福祉課長（山口英雄） 基本的に介護保険の報酬改定ってというのは3年に1回あるんですけれども、その中で初年度から変更される部分、それから次年度に変更される部分とかいろいろありますので、そういったことで年次的に制度の導入年度にシステム改修が必要になるということで御理解いただきたいと思います。

○8番（豊留榮子） 毎年毎年改修となるってことは、国からの補助金も入ってきてはいるみたいなんですけれども、何か毎年システム改修大変だなと思ったもんですから、無駄なお金じゃないのけと思ったりしたもんですから。その点は分かりました。

もう一点、介護保険料の延滞金というのが101件出ているんですけど、前年度からするとちょっと増えているのかな、滞納される方がと思って。ここちょっと教えてください。

○税務課長（神園信二） 御指摘のところは、介護保険料をお納めいただく1号被保険者等々の納付が遅れたときの延滞金ということで頂いている件数ということでありまして。前年度が68件だったのが今年度101件になっているんじゃないかと、そういう傾向にあるのかということによるしいんですかね。——お尋ねのとおり、延滞金、前年度は68件頂いたものが今回101件頂いたということですので、延滞件数が増えたということになると思います。

○8番（豊留榮子） その理由としては、何でこう遅れてきちゃうんですか。

○税務課長（神園信二） 御手元に税務課のほうから9月議会提出資料というのをお配りしてあると思います。そちらの8ページを御覧をください。

この中で、滞納原因別一覧というのを介護保険料のほうを下の段のほうになりますけれども、これで収入が少ない・失業中であると、あとは病弱、高齢、年金が少額であると、あと多い要素が、12番目のほうにあります納税意識の希薄というところがございますので、このような要因から延滞金を頂かないといけない滞納が出ているというふうな状況だと御理解いただければと思います。

○5番（禰占通男） この8月から施設での使用料とか利用する料金、これが8月から改定されているんじゃないですか。

○福祉課長（山口英雄） 今、5番委員が言われた今年8月からですね、施設の利用料が上がったということにつきましては、これまで負担区分が所得、収入だったんですけども、預貯金の金額も算出根拠になりましたので、その関係で利用者負担が見直されているということです。

○5番（禰占通男） 特養の利用とか介護保険施設での食費とか、そしてあと今課長が言われるように補助対象者に対しての資産基準が見直されて、結局は一人一人の出費がちょっと多くなりそうな。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 施設サービスにつきましては、今までの3段階の①、②が増えたことによりまして金額等は大きくなります。

○5番（禰占通男） それで今始まったばかりということで、その対象者、数とかおおよその額とかいうのは分からないんですか。

○委員長（清水和弘） 5番委員、今、決算しとるから、これ予算の関係になってくるんじゃないかと思うんだけど。決算の関係を質疑していただければと思うんですけどね。

○福祉課長（山口英雄） すみません、今手元に資料がありませんのでちょっとお待ちください。

○委員長（清水和弘） 暫時休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時3分 再開

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

○福祉課主幹兼高齢者介護保険係長（松田良知） 今、8月末現在で第1段階が11名、2段階が86名、3段階の1が69名、3段階の2が127名の合計293名です。

非課税者で施設サービスを利用している方は該当になると思うんですけど、その中でも預貯金とかがありますので、こちらのほうでは何人該当するとは分かりません。

○5番（禰占通男） 説明資料にもですよ、この居宅介護サービス給付の通所系サービスが伸びなかったということで、それと先ほどもちょっとあったんだけど、この要介護認定率が17.5%を見込んで16.6%という、これは前からいろんな体操とかいろんな影響ということで前から言われておりますけど、それとまた今度のコロナの通所サービスが伸びなかったのはコロナの影響とかもあるかもしれませんが、今担当者から言われたんだけど、これ料金が伸びると、僅かなんだけどちょっと出掛けるから、その対象者をちょっと預けてちゅうのもちょっとこう難しくなったりするのかなと思ったりもするんだけど。食費もですよ、食費も関係してくると。

今、委員長からも言うけど、予算的っちゅうけど本当に現実的なことなんで、今後もちよっと考えないといけないのかなと。もう決まったもんだから仕方ないんだけど。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから、採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第4号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。
認定事項第4号は、認定すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。
よって、認定事項第4号は、認定すべきものと決定いたしました。
ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後2時7分 休憩

午後2時15分 再開

△認定事項第5号 令和2年度枕崎市立病院事業会計決算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、認定事項第5号令和2年度枕崎市立病院事業会計決算を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（高山京彦） 認定事項第5号令和2年度枕崎市立病院事業決算について御説明します。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う受診控えなどのほか、感染疑い患者を含めた受入病床を確保した影響で患者数が大幅に減少し、また、小規模医療機関にとっては、医療従事者の不足も併せて厳しい状況が続いています。

経営面では、常勤医3人、非常勤医10人での診療体制となり、小児科診療については、年間55回の医師派遣をお願いし、延べ186人の診療を行いました。

また、地域の子ども・子育て支援策としての病児保育事業の利用者は延べ193人となりました。

このような中で、入院患者数は1万4,886人で前年度より2,844人の減となり、病床利用率は13.9ポイント減の74.2%となり、外来患者数は1,194人減の1万3,451人、診療実日数ベースの1日平均患者数は5.4人減の52.3人となっています。

収益については、入院は3億4,284万6,893円で3,076万7,310円の減、外来は1億1,650万1,667円で11万6,869円の減となりました。

さらに、一般会計負担金として、救急医療の確保に要する経費のほか不採算地区病院の運営に要する経費等を含む合計1億2,330万3,000円の繰入れ、長期前受金戻入の2,421万4,860円、新型コロナウイルス感染症の対応に関する補助金3,648万9,000円等で、総収益は前年度より1,106万8,715円増の6億7,357万8,590円となりました。

一方、費用については、給与費及び材料費等の増により、総費用は前年度を813万7,684円上回る6億7,540万9,328円となりました。

また、有形固定資産購入については、温冷配膳車等の購入を行いました。

以上の結果、総収支比率は99.7%で当年度純損失183万0,738円の赤字決算となりました。

収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が4億8,575万8,305円で前年度より3,124万8,177円の減となり、医業外収益は1億7,801万2,485円で前年度より4,201万1,492円の増となっています。

また、附帯事業収益が980万7,800円で前年度より30万5,400円の増となっています。

一方、病院事業費用では、医業費用が6億4,134万5,883円で前年度より658万5,369円の増、医業外費用は2,430万1,084円で前年度より125万1,484円の増となりました。

また、附帯事業費用が976万2,361円で前年度より30万0,831円の増となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、資本的収入については、感染症外来協力医療機関整備事業に伴う補助金107万4,000円、一般会計負担金700万9,000円の合計808万3,000円となっています。

資本的支出は建設改良費として、器械備品購入費459万5,360円、リース債務支払額1,485万4,788円及び企業債償還金2,151万3,711円の合計4,096万3,859円で収入額が支出額に対して不足する額3,288万0,859円は過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

その他の具体的な経営状況及び業務の内容等につきましては、参考資料を添付してありますので併せて御参照方お願いします。

以上、決算の主な内容について御説明しましたが、御審議くださるようよろしくお願いします。

○委員長（清水和弘） それでは審査をお願いします。

○9番（立石幸徳） 2年度決算を細かくお尋ねする前に、コロナの中で枕崎市立病院が果たした役割と言いましょうか、実際、ワクチン接種もされているんでしょうけど、そのほか市立病院が、コロナの対応ちゅうことで、どのようなことを具体的にやられているのかちょっと教えていただきたいんですけど。

○市立病院事務長（高山京彦） 補助金の中でも出てきておりますけども、今回新型コロナウイルス感染症の患者等の入院病床の確保事業ということで、感染症患者等を受け入れるための医療機関に指定され、受入病床の協力医療機関として空床確保に伴う支援や体制整備を行っています。

また、発熱外来とかありますけれどもその外来診療、検査体制につきましてそういった体制を確保するというので事業を行っています。

実際その発熱患者とか来られた場合に医療従事するわけですけども、そういった患者が来られた場合の感染予防対策関係の部分で、民間病院で対応がなかなか難しい場合がありますので、そういった際は市立病院のほうに患者を回していただいて、感染予防を徹底しながらの診療を行うというような形ではしております。

○9番（立石幸徳） 今、事務長が言った25ページの中程の医業外収益の補助金、病床確保事業、これ、市立病院は病床を幾ら確保しているんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 疑い患者専用の協力医療機関として病床の確保は2床です。そして、実際入院受入病床、入院される人がおられる場合の病床はマックスで7床、計9床となっております。

この病床確保につきましては段階によって違いますので、今現在はフェーズが4でするので7床を確保するということになります。

○9番（立石幸徳） 7床確保しとって実際の利用というか、実績というかその辺はどうだったんですかね。

○市立病院事務長（高山京彦） 4月から3月まで年間を通しまして延べ1,781床の確保をしております。

実際その中で入院された患者、疑い患者等がいますけれども、そういった方が延べ885人いますので、空きベッドということでは896床ということになっております。

○9番（立石幸徳） 今の説明が分からなかったんですけど、それは1,781床というのはどういう計算になってきているんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 病床を確保してくださいと県から依頼がありまして、そのフェーズの中で先ほど説明しました7床、フェーズ3の場合は4床というような形でその病床を確保してくださいとお願いがきますので、確保した病床が延べ1,781床ありますということです。

○9番（立石幸徳） コロナの病床確保については、補助金とは別に何か加算金っていうか協力金みたいなのはあるんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 空床確保の部分、今受入病床の確保の部分で補助金があります

けども、ほかの補助金というかそれ以外はございません。

○9番（立石幸徳）ここに今出ている補助金の3,648万9,000円、これがその病床確保の協力金ちゅうか補助金ということですかね。

○市立病院事務長（高山京彦）ここに掲載している部分ですけれども、これにはほかの補助事業の分も含まれております。

ここに書いてあります入院病床確保事業補助金、これにつきましては2,002万4,000円となっています。ほかに外来診療検査体制確保事業の補助金としまして857万7,000円、あと感染拡大等支援金交付事業として475万とか別な補助事業も合算された額ということになっております。

○9番（立石幸徳）そうしますと、コロナ対応している医療機関なのに2,000万ぐらいの補助金をもらったとしても、結局、病院経営としては収益的収支で183万ぐらい赤字になるわけですね。

こういうコロナに頑張ってくれているのに病院は赤字になるっちゅうことについてはそういう国県はどういうふうな見方っちゅうか、コロナで頑張っている病院が赤字になっているっちゅうことについては、何か病院側でもあるいは、そういうことについておかしいじゃないかというような意見は出てないんですかね。

いやコロナのためにその患者も減っているわけでしょ、逆に。

○市立病院事務長（高山京彦）今申しました国、県とかの状況、県の見解とかは全然、こちらは聞いておりませんが、今回赤字という決算になりましたけれども、先ほど言いました疑い患者の2床の分、それにつきましては補助金が1床当たり5万2,000円なんです。

確保病床数が多い7床、マックスで7床ということで先ほど言いましたけれども、その部分の補助金というのが1床当たり1万6,000円です。

私の考えですけれども、一般病棟で入院する方の1人当たりの入院収益というのが大体2万七、八千円です。そうすれば、補助金が1万6,000円だということで、若干厳しい金額ではあるというのは思っておりました。

その中で県のほうにもお尋ねはしましたけれども、制度上仕方ないということでした。しかし、令和3年度には、先ほど言いました疑い患者は5万2,000円ですけども、令和2年度までは1床当たり1万6,000円であったものが、当院は5万2,000円に変更されるとの確認はしております。

○9番（立石幸徳）1床当たり4万円上がったと、こういうことですか。

○市立病院事務長（高山京彦）そうですね、5万2,000円引く1万6,000円で3万6,000円ですかね、その分が令和3年度からは補助金が多く加算されるということになっております。

○12番（東君子）決算書の28ページなんですけど、その中の訪問診察の概要であります。

定期的に訪問して診察とあるんですが、これは車に乗られるときには、誰と誰が乗って診察に行かれていますか。

○市立病院事務長（高山京彦）これにつきましては訪問をする医師と看護師、今研修医とかがいらっしゃるんですけども、地域医療を学ぶための研修医も乗って、現在訪問診察等をしております

○12番（東君子）ということは大体2名で車に乗っていらっしゃいますか。

○市立病院事務長（高山京彦）医師と看護師、主には2名ないし、患者の状態によっては看護師が2名という場合もありますし、大体2名ないし3名の対応ということになります。

○12番（東君子）車に乗られる方は大体が同じ看護師さんですか。

○市立病院事務長（高山京彦）看護師のほうは、同じということではありません。

○5番（禰占通男）先ほどの感染症の病床のことですけど、マックスで7床ということは、病室というか、それはね、フロアとかゾーンで分けてあるんですか、それとも部屋自体が陰圧、そういう方式になっているのか、どうなんでしょうか。

○市立病院事務長（高山京彦） その部分につきましては陰圧室は1室のみあります。そしてほかに個室がそれを含めて4室ありますので、その部分と、あと2人部屋につきましては一人のみ入れたり、4人部屋の場合は間隔をとって二人入院させたりして対応しているところがございます。

○5番（禰占通男） それと、今、発熱外来、最初言いましたけど、そういった何か軽微な検査、市立病院でできる感染症に関する検査というのは何があるんですか。

抗原検査とかPCRができれば最高なんだけど、そこら辺のお話なんだけど。

○市立病院事務長（高山京彦） PCR検査は鼻拭いと唾液からもできますし、あと抗原検査もできます。

○9番（立石幸徳） 健康課長も来ているんですけども、市立病院の地域医療構想、一応まとまって、もう対外的にも病院の地域医療構想を出しているわけですけど、これの進捗ちゅうか、今現在もう止まっているんですか。

○市立病院事務長（高山京彦） 私のほうで分かる範囲で答弁しますが、地域医療構想調整会議につきましては、令和2年度では1回開催されていますけれども、これにつきましては書面開催ということでございました。

協議事項につきましては、県の第7次の医療計画の中間見直しと、それと第8期の介護保険事業計画が策定されるというその整合性を取っていただきたいということの内容の資料でございまして、地域医療構想の進め方については、今、コロナの関係で協議が一旦、ストップしているような状況ではあります。

○4番（沖園強） 単年度収益収支で183万の赤字を出したということなんですけど、単純計算でいった場合に、減価償却費、そして資産減耗費、単年度の留保資金源と言えいいのかな。

その部分で算出したときは5,500万程度の現年度分の留保資金みたいなものがあるわけですよ。そして、42ページに損益勘定留保資金、利益剰余金処分額は補てん財源という表記があるんですけど、収支計画額というのはどういうふうはこの計画額で推移していくつもりなんですか。

単年度だけを単純に比較した場合、収益勘定では183万の赤字を出したけど、今年度で減価償却、資産減耗費入れたときが5,500万ですよ。

資金計画はどうなっているの。その留保資金との……。

経営改善計画と見合っているのかちょっと今お尋ねしているんですよ。

○市立病院主幹兼管理係長（天達俊郎） 2年度の決算におきましては、減価償却費、資産減耗費等から長期前受金受入分を引いた3,094万円が損益勘定留保資金として計上されました。

○4番（沖園強） 経営改善計画等があるわけでしょ、それと計画どおりに大体見合って進捗しているかちゅうこと。今日ちょっと資料を持ち合わせてないもんだから。

○市立病院主幹兼管理係長（天達俊郎） はい。ほぼ同程度で推移してきております。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第5号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決をいたします。

認定事項第5号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前 2 時 43 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

△認定事項第 6 号 令和 2 年度枕崎市水道事業決算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、認定事項第 6 号令和 2 年度枕崎市水道事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（永江隆） 決算についての御説明の前に、今回、決算書に不備があり訂正をお願いするに至ったことについて改めておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

チェック体制については、水道課に上下水道事業が統合されたメリットを生かし、経理担当の情報の共有化を行うことでより強化を図り、今後このようなことのないように努めていきます。

それでは、令和 2 年度枕崎市水道事業決算について主な点のみ御説明いたします。

初めに、業務量について説明いたします。

令和 2 年度末における給水戸数は 1 万 0, 305 戸、給水人口は 1 万 7, 614 人となり、前年度に比べ給水戸数では 98 戸、率にしまして 0. 9% の減、給水人口では 407 人、率にしまして 2. 3% の減となりました。

また、年間配水量は 270 万 0, 692 立方メートル、有収水量は 246 万 9, 732 立方メートルとなり、前年度に比べ年間配水量では 3 万 7, 471 立方メートル、率にしまして 1. 4%、有収水量では 1 万 9, 298 立方メートル、率にしまして 0. 8% の減となりました。有収率は 91. 4% となり、前年度を 0. 5 ポイント上回りました。今後もさらに漏水防止対策等の強化を図り、有収率の向上に努めてまいります。

建設改良工事では、建設改良費の決算額が 3 億 7, 067 万 4, 767 円となり、主な事業内容は、片平山配水池更新事業本体築造工事及び同更新事業に係る配管敷設や解体工事並びに宝寿庵笹原線配水管改良工事などの老朽管更新 1, 256 メートルと新設工事 383 メートルを計画的に進め、安全で良質な水の供給に努めました。

次に、経理状況について御説明します。

収益的収入及び支出では、税抜総収益 4 億 1, 660 万 3, 246 円に対しまして総費用 3 億 5, 512 万 0, 666 円で、差引き 6, 148 万 2, 580 円の純利益となりました。

これに前年度繰越利益剰余金 4, 019 万 9, 285 円、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 0, 400 万円を加えると、令和 2 年度末における未処分利益剰余金は 2 億 0, 568 万 1, 865 円となります。

資本的収入及び支出では、収入額 2 億 2, 280 万円に対しまして支出額 5 億 0, 050 万 8, 461 円となり、差引きで 2 億 7, 770 万 8, 461 円の不足が生じたことから、この不足額を過年度分損益勘定留保資金 8 万 0, 082 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 4, 092 万 3, 784 円、建設改良積立金 1 億 0, 400 万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3, 270 万 4, 595 円で補填いたしました。

引き続き、令和 2 年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の枕崎市水道事業剰余金計算書、右から 3 列目中ほどに書いてあります前年度の繰越利益剰余金として 4, 019 万 9, 285 円、建設改良積立金の取崩しとして 1 億 0, 400 万円、当年度純利益として 6, 148 万 2, 580 円の合計額 2 億 0, 568 万 1, 865 円が未処分利益剰余金となりました。

この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、使用済みの建設改良積立金 1 億 0, 400 万円を自己資本金へ組入れ、利益剰余金のうち 300 万円を減債積立金に、

6,000万円を建設改良積立金に処分しようとするものです。

以上、主なもののみ説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料は、水道事業収支計画表、収益収支計画表、資本収支計画表及び県内19市の決算業務量一覧表ですのでお目通し方お願いします。

○委員長（清水和弘） それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 今回の水道決算書の訂正といいましょうか、修正といいましょうか、この件で先週ですか、市長説明のもとに本会議で修正の承認という議会提案がありましたのでね、そのときも少しは意見を言わせてもらったんですけど、何せもう、会が始まる直近にいろんな修正の文章を配付するということですね、ちゃんと見るいとまもなく会議に入りましたんでね、その後またいろいろ修正の関係の3つぐらいの文章を見る中で、幾つか分からないところがあったんで、ちょっと繰り返しもあるかもしれませんができるだけ簡潔に教えていただきたいんですけど、まず今度の修正の貸借対照表のこの負債の関係ですね、私も本会議でも言ったんですけど、企業会計、当然、予定貸借対照表ちゅうのを作成するわけですね、本会議でも言ったように令和3年度の当初予算に2年度末の、今、出ている予定貸借対照表というのが3年度当初予算、21ページは試算ですけど、23ページは負債の部で予定貸借対照表が出ているわけです。

そうしますとね、当初予算に出している予定貸借対照表、負債ちゅうのはこの修正をかけた決算書で修正したのは、例えば企業債は固定債の企業債、これ17億8,443万8,914円ですけど、予定は端数がちょっと違いますが、全く一緒ぐらいの金額、17億8,443万8,083円、あとの端数はこれ企業債、つまり借金ですから、金利等のな、若干の誤差はあると思います。でもそのほかの3か所についてもこの修正と全く一緒って言うていいぐらいの、予定貸借対照表ではそういうふうになっておるわけですよ。

申し上げたいのは、きちっと3月末に、これは予定ですから3月末がまだ来る以前に作っていますのでね、3月末に正式のちゅうか、もう期限が到来した後の決算書を作るときですよ、普通誰が考えても予定の貸借対照表を参考にしますよね、そして実際の最終的な決算書を作っていくわけですね。

ところが、今度は予定のバランスシートはあるのに実際決算書を作るときは違った数千万違う係数が出てくるというのはちょっと私なんか考えて、何でそうなるのと、もう予定のものはあるのに、それからちょっと金利等の修正をして、最終決算を出せばいいのになって思うのに、今度の場合はなぜこんなに大幅な金額の違いが決算書に出てきてしまったんですかね、そこだけ私は済んだことを、人のやることですからね、ただどうしてもそこは理解できないんですよ、説明をいただきたいと思います。

○水道課長（永江隆） 今、9番委員から御意見がありました。おっしゃられたのは本当にそのとおりでございまして、私らも初歩的なミスとしかもう言いようがないんですけども、なぜこのようになったかという、令和2年度で予定貸借対照表を作成している、それが基本となるべきところなんですけれども、令和2年度の決算処理の事務上の取扱いを、ある程度そこを関連づける作業等もせずにはですね、もう2年度末の企業債残高総額、その辺からスタートしてしまって、そして令和3年度予算で計上している3年度の企業債償還予定額を流動負債に計上しなければならぬところをまさしく初歩的な勘違いで、令和3年度の借入予定額の金額を計上してしまっていたと。

そして、総額の2年度の企業債残高は、最初にそれがありきで貸借対照表を作成してしまっていたので、総額ベースでは変わらなかったけれども流動負債と固定負債のその内訳の配分の仕方が誤りというふうになってしまったと、そしてまたそれらの初歩的な勘違いをチェック体制でも見抜けなかったっていうのが本当の正直な現状でございまして、9番委員のおっしゃるとおりなんですけれども、その辺のチェックが甘かったということで、今後についてはそれらをしっかり

中身を理解した上で事務作業を進めていきたいというふうに考えております。

○9番（立石幸徳） もうこれは私の意見ですけど、これはもう答弁も要りませんが、やっぱり決算をつくるとか、予算もそうでしょうけど、当然、長年の水道、いろんなほかの事業もあるでしょうけれどもきちっとしたマニュアル化したものがなければいけない。

あるのかどうか知りませんが、こういう流れでちゃんと決算書は作りましょうというマニュアル自体をですね、きちっと私整備して、備えとかなないと1回1回、例えば担当が変わるとか、何か事情があったんですね、もうちゃんとその予定のものはもうそこまで作っているのに、それは全然無関係に別な作業が始まるっちゃうのはおかしいと思いますんでね、その辺はきちっとマニュアルを作っとっていただきたいと思います。

もう一点、この修正の関係で、私、監査委員の見解をちょっと聞いておきたいんですが、当然今度の修正で監査委員の水道会計の決算審査意見書正誤表ちゅうのも出されております。

本市の第123号の文章ですけどね、正誤表を見ると、今言ったように係数、金額の違いもなんだけど一番この正誤表で、まあ、これいかなものかと思うのは下から5行目ですか、この流動負債の減少、最初の監査意見書は流動負債の減少、減るのが二千四百云々、ところが訂正後は流動負債の増加ちなっているんですね、意見書がですよ。もともとあったのは流動負債は減少、減りますちゅう意見書、今度は訂正をしたら流動負債は増えますと、これはその金額の云々もだけどあまりの表現の、減ると増えるのではもうまるきり反対のことですからね。

こういう正誤表を作る際に監査委員としてはどういう意見ちゅうか、考えを持たれたのかですね、その点だけ私は一応、監査委員に見解を聞いておきたいと思います。

○監査委員（水流敏幸） ただいまありましたが、数的なもので分析をしてしまったというようなことが一つの原因であるかと思います。

以後ですね、このようなことのないように流動負債として計上すべき次年度の償還予定額のきっちりとしたものを、今後、決算書類の中で添付していただくということでお願いしてごさいます。御迷惑をおかけしたと思っております。

ただ数字的なものでの流動負債の増減額を表現させていただいているということで御理解をちょうだいしたいと思います。

○9番（立石幸徳） 今、監査委員のほうから出された意見はまた当局に対する意見で、もうそれはそれで了解しますけど、私はこの監査委員が出す審査意見書そのものがですよ、前は流動負債が減った、減少のことでありまして、しかし今度は訂正後は増加、増えたところでありますと、あまりの表現の違いちゅうのは訂正は訂正でもこういう表現も当然、技術に沿ってそういう言い回し表現になるんでしょうけれども、こういう修正をですね、議会にも認めろみたいな感じになると、一言やっぱり議会側も指摘をせざるを得ませんのでそういったまるっきり違う言い回しを意見書に出すっていうことについては、またいろいろと考えていただきたいということを申し上げざるを得ないですよ。

○5番（禰占通男） 配付資料についてちょっと、令和2年度県内19市決算・業務量一覧表という資料をもらっているんですけど、ここには総収支比率ということで19市の分がずっと載っかって、こうして見ると、うちが117.3でうちより多いところが6市、うちが7番目になっているんですけど、これはあれなんですか、収支比率としては予想している、何ていうか、パーセントちゅうか、何ですかね。

○水道課長（永江隆） 水道事業に関しましては、今年度も6,800万円ほどの3条の損益も生み出しておりますので、かかった総費用に関しては料金で何とか、100%超えていますので異常に、そこまで極端にいいというわけではございませんけれども、我々が計画している総収支比率で経緯しているのではないかというふうに分析しております。

○5番（禰占通男） 人口的には阿久根市と垂水市がうちと一緒にぐらいで、それからいくと大き

いところはこの比率も相当下がると思うんだけど、こうして見ると何かうちは、何ちゅうか、市水単価がある程度、費用がかかるといのは以前から説明を受けているんですけど、将来的にはどのように見ているんですかね、この収支比率については。

○水道課長（永江隆） 将来の収支計画でございますけれども、お配りした最初の1枚目の数字でいきますと損益のところ、この計画では令和4年度、5年度と、非常に厳しい計画にはなっておりますけれども、これはあくまでも予算ベースで収支計画を作成しておりますので、水道事業の場合も下水道事業の場合も不測の事態に備えて、ある程度、予算を確保して事業を開始するという観点からいきましても、計画どおりに進めばこの辺も解消できるのではないかというふうな見込みでいるところでありまして、あくまでも予算ベースでいく収支計画では令和4年、令和5年あたりに少し厳しい状況があるかもしれないというような分析をしているところでございます。

○9番（立石幸徳） そしたら、2年度からスタートっていいんでしょうか、始まりましたこの片平山の片平山配水池の更新事業ですね、もう3年度も半分ぐらい来ているんですけど、一応、今日は2年度決算ですので、まずこの2年度はどこまでのって言いましょうか、これ3か年事業ですからね、どこまで進捗してきたことになっているのか、計画どおり来ているのかですね、この配水池更新事業の進捗についていろいろ説明いただきたいと思います。

○水道課参事（上園秀人） 片平山の更新事業について御説明いたします。

令和2年度の工事で5工区を発注いたしました。その中でまず第2配水池の解体を行いまして、そして基礎築造工事ということで地盤の改良工事を行いました。また、周り配管の敷設工事ということで、2工区を発注しております。

そして、本体築造工事ですけれども、これにつきましては今年度までの債務負担行為ということで、今現在8月末で90%程度の進捗状況、出来形となっております。

9月、足場の外回りが今外れておりますけれども、今、内部足場の取り外し、そして10月に入りますと、今年度の事業の周り配管3工区、電気設備工事を行う予定です。

そして、その後、10月に入り水張り試験、そして施設検査、水質検査を含めまして実施をし、11月中には試験的な運用が行われる見込みです。

○9番（立石幸徳） 3か年事業にしてはもう90%できているちゅうことなんですけど、私、配水池の工事をしているそのタンクのある斜面といいましようかね、市のマークのちょうど時期的にはツツジが5月頃は咲くってというような、非常に市民が眺めるちゅうか、非常にいい場所に今度のタンクができるわけですね。

あそこのタンク、市のマークが非常にきれいにデザインされて出ているみたいですけど、あのタンクは何ていうんでしょうか、時と場合によってはライトアップできるような装置っちゅうのはできないものですか。

○水道課参事（上園秀人） 最初に90%、91%の出来形と申しあげましたけれども、それは本体の令和2年度分の本体の築造工事が90%、91%程度だということで御理解いただいて、そして3年度事業というのが、今現在最後に質疑がありましたマーク部分の上に昭和15年の配水池がまだ地下にあります。それを来年度工事で取り除くということになっていきます。その3か年という事業の考え方をお願いしたいと思います。

次に、のり面部につきましては、いつからあるのかちょっと私どものほうでは分かりませんが、恐らく最初の段階からあったのではなからうかと思っております。この件につきましては、今、水道用地東側のタンクが昭和15年のものがございますので、年2回の草刈りと年1回の剪定をシルバー人材センターに委託して行っているところです。

このことについては、管理面において課題で、傾斜角度がきつくて危険作業で困難であること、マークのツツジも老木となっております、欠損、カヤ等の雑草により見た目が悪いという御意

見もございます。そのために、来年度に向けてどのような整備ができるかどうか、現在、水道課で検討を行っております。ただ、水道事業では事業費の限界がありますので、景観施設ということもあれば、庁内で今後、検討していくということになるかと思えます。

それと、ライトアップの件ですけれども、ライトアップについては水銀灯が今、正面階段のところにございますけれども、それを若干、そのマーク部分のほうに寄せてライトを照らすような、それはもう防犯という意味の照明ということになるかと思えます。

○9番（立石幸徳） ライトアップも検討していただきたいと思えます。というのが、じきお彼岸が来てですね、日が短くなって、よく市民から出るのは枕崎にいろんなイルミネーションとか、いろんな特に年末のクリスマスに向けていろいろイルミネーションという枕崎は何にもないと。そして、日が短くなればなるほど、街に入ってくれば真っ暗していると。それで、何か知らんけどいろんな意味で寂しさちゅうか感じるそういうときに、やっぱり市のマークが夜にさん然と輝くところを見ると、市民がすごい元気をもらえんと思うんですけどね。

これは私が1人だけなんかロマンチックなことを言ってもおかしいですけども、もうイルミネーションの声はすごく多いです、市民の声が。その一番中心的な役割を果たす片平山の貯水池、配水池のタンクにしていだければと思えます。

○4番（沖園強） 大規模盛土関係の危険地域の指定等で若干、今の箇所が気になっておったんですけど、腹付け型とか谷埋め型とか、いろいろ盛土はあるんですけど、あれは実際はどうなのかな、あの地形の形状からいって腹付けなのか、どんな感じなんですかね、地形の形状からいって。

○水道課参事（上園秀人） 恐らく北側の山、昨年コンクリートを吹きつけましたけれども、それを見てみれば、切土をして、そのところに配水池を設けたというような感じじゃなかろうかと思っています。

○4番（沖園強） その斜面の部分は埋め立てたり、腹付けたりした経緯はないんですか。

○水道課参事（上園秀人） 私が先ほど説明しましたけれども、いつ頃からあるのかというデータ自体がございませんので、どのような経緯で造られたものなのか、水道事業が造ったものなのか、一般のほうで景観施設として造ったものか、そこも分かっていないところです。

○4番（沖園強） 以前、配水池が老朽化してきて、送水管というんですかね、ああいうのが漏水があったりすれば下の宅地等が危険だというようなことで心配したこともあったんですけど、その辺はちゃんとこう調べられたほうがいいのかももしれんですね。腹付けなのか、埋立てなのか、切土なのか。

○水道課参事（上園秀人） その辺も含めて、今現在、どのような整備が来年度できるのかについて検討を行っているところです。

○7番（吉松幸夫） 概況のところ、ちょうど中ほどに老朽管更新事業もしくは改良事業というところの行があるんですが、ついせんだって私のところにもちょっと耳に入ってきたということで、水道課にも1回電話したんですけど、漏水した場所の工事に入ったときに、その工事全般の料金だとか、そういう部分の説明がちょこっと相手方にうまく伝わってなくて、少し誤解を生じた部分があったようなんですけれども、その辺の、人間も老朽化してきて耳が聞こえなかったりとかそういうのがあってね、そういうものに対しての説明はどのように考えていますか。

○水道課参事（上園秀人） 恐らく給水管のことだろうと思えますけれども、市が敷設した配水管の付け根から全て個人の財産になっているところです。しかしながら、個人に修理を公道上を求めましても高額になることから、本市では官民境界を修理の境界というふうにしてあります。その中で、住民への説明がうまくいかなかったものだろうというふうに思えますけれども、そこが境界ギリギリであっても、一部その敷地内の品物を変えないといけない場合には、個人に材料費や労務の負担をしていただく場合もございます。

○7番（吉松幸夫） その辺は理解できますので、相手方にもう少し細かく丁寧に、分かりやすくですね、説明していただいて、今後の事業がスムーズにいくようお願いいたします。

○8番（豊留榮子） 水道事業の報告を受けましたけれども、これは本当に毎年給水戸数から人口も年々減っていくということで、このままいったら水道事業どうなるんだっていう不安もありますよね。一般会計からの繰入れも今度していますけども、これをもう持続的にもう一般会計からの繰入れをして、人口や戸数が減っても水道料の値上げはしないというそういう政策というのはきちっとできないものではないでしょうか。

○水道課長（永江隆） 一般会計からの繰入れにつきましては、繰り出し基準というものが総務省から通達がありまして、それに基づいて、今回の出資金についてもその繰り出し基準に基づいたものでございます。

経営に補助という形でその繰り出しをするというのは、なかなか厳しいものがあると。下水道事業のほうは、経営が逼迫している観点から繰り出し基準に基づかないものまで頂いてはいるところではございますが、水道事業のほうは今のところ、まだ直近で料金改定をしないと、経営がおぼつかないと、そういったところはございませんので、なかなかその一般会計から常時繰り出しをするというのは厳しいというふうに考えております。

○4番（沖園強） 先ほど課長の答弁でもあったんですけど、将来ちょっと厳しい経営状況が見込まれるんですけど、予算の編成時では厳しく予算編成をしていると。

この収支計画表を見たときでも、当初予算損益が1,200万が、実際は6,100万の収益収支の黒になったと。こういった推移で予想計画を立てておられるんですけど、翌年度繰越利益剰余金が令和3年度4,200万ほど見込んで、ずっと将来的に利益剰余金だけは3,000万、4,000万等を見込んでいるんですけど、将来の見通しというのはどうお考えでしょうか。

○水道課長（永江隆） この収支計画表の一番下が企業債残高となっていますけれども、その上が資金残高ということで、水道課事業補填可能財源の資金残高でございます。2年度の決算で6億5,168万9,000円でございます。

この収支計画でいきますと令和10年、このあたりで資金が枯渇するというような計画になってございますけど、今までの、例年の決算を見ても、先ほど4番委員がおっしゃったとおり、予算の見込みよりは3,000万から5,000万程度利益剰余金を生んでいるということですので、こういった状況が災害等いろんな臨時的な経費がない限りは、3,000万にすると約10年で3億と、そういった資金ができていくというふうに考えておりますので、経営的にはそこまで潤沢ではございませんけれども、今、逼迫して何か手だてを打たないといけないという状況には今現在はないというふうに私どもは分析しているところでございます。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

まず、認定事項第6号中、令和2年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議もありませんので、認定事項第6号の令和2年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

認定事項第6号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第6号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時35分 休憩

午後3時36分 再開

△認定事項第7号 令和2年度枕崎市公共下水道事業決算

○委員長（清水和弘） 再開いたします。

次に、認定事項第7号令和2年度枕崎市公共下水道事業決算を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（永江隆） 認定事項第7号令和2年度枕崎市公共下水道事業決算について主な点のみ御説明いたします。

まず、初めに業務量について説明いたします。

令和2年度末における水洗化戸数は5,870戸、水洗化人口は1万1,306人となり、前年度に比べ水洗化戸数では18戸、率にしまして0.3%の減、水洗化人口では93人、率にしまして0.8%の減となりました。

また、年間汚水流入水量は170万0,954立方メートル、有収水量は145万4,083立方メートルとなり、前年度に比べ年間汚水流入水量では2万4,495立方メートル、率にしまして1.5%の増、有収水量では6,100立方メートル、率にしまして0.4%の減となりました。有収率は85.5%となり、前年度を1.6ポイント下回りました。

建設改良工事では、令和元年度からの繰越事業である長寿命化計画に基づく終末処理場の沈砂池施設、水処理施設の機械設備更新工事が完了しました。

また、ストックマネジメント計画に基づいた汚泥脱水・濃縮設備改築更新事業の詳細設計及び処理場汚泥処理最適化事業を今年度に繰越して実施中であります。

管渠関係については、取付管設置工事を8か所、マンホール等更新工事を12か所行いました。

次に、経理状況について御説明します。

収益的収入及び支出では、税抜総収益7億4,619万2,667円に対しまして総費用6億7,772万3,232円で、差引き6,846万9,435円の純利益となり、同額を当年度未処分利益剰余金として計上いたしました。

資本的収入及び支出では、収入額1億4,925万6,060円に対しまして支出額3億8,002万8,966円となり、差引きで2億3,077万2,906円の不足が生じたことから、この不足額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額441万8,849円、引継金2,425万4,767円、引継未収金1,085万7,071円、当年度分損益勘定留保資金1億7,033万2,219円並びに当年度利益剰余金処分数額2,091万円で補填いたしました。

引き続き、令和2年度の剰余金の処分について申し上げます。

未処分利益剰余金については、上の表の枕崎市公共下水道事業剰余金計算書の右から3列目に記載してある当年度の利益剰余金が自動的に当年度未処分利益剰余金となります。

この未処分利益剰余金を下の表の剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、令和2年度予算で議決をいただきました予定処分数額の2,091万円と、さらに4,658万5,000円を減債積立金に処分しようとするものです。

以上、主なもののみ説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、配付いたしました資料は、公共下水道事業収支計画表、収益収支計画表及び資本収支計画表ですのでお目直し方をお願いします。

○9番（立石幸徳） 私も今度の9月議会の一般質問の最後であり時間がなくて、この2年度下水道企業の消費税の節税効果で、企業会計になったことで、水道課長のほうから286万が2年度の消費税が節税、分かりやすく言うともうかったという回答を答弁いただいたんですけど、その286万の根拠といいますかね、これは特別会計を公営企業にする以前から、その会計制度を変えると消費税が非常に有利になると、その節税効果がどこから出るかという、その課税仕入れ、工事請負費等の課税仕入れを賄った地方債ですよ、起債に対する償還現金、これに一般会計からの繰入金を10としたときに、その消費税法の特例च्छゅうことで、課税対象繰入金を法的化によって生まれる概念である減価償却費、これに充てた場合がそれは課税対象外になると。つまり消費税の対象外になるच्छゅうことですよね。

そういうことを踏まえて、今度の286万が出てきた根拠はいかほどの一般会計からの繰入金があったということになるんですかね。その286万の根拠をちょっと説明いただきたいんですけど。

○水道課長（永江隆） これをですね、なかなか口頭で御説明するのは非常に難しいんですけども、減価償却費に全て充てられたので節税になったと、こういうことじゃなくて、もともと企業債償還、減価償却費が特別会計時代はないんですけども、企業債償還金に特定収入、いわゆる一般会計からのお金を頂いた部分を充てるときには、課税財源割合でこれだけは消費税をちゃんと控除対象外消費税ということで消費税計算を借受消費税と同じようにしなさいというような計算があるんですけど、それが減価償却費にいろいろ充てられることになって、それを特会時代の全く減価償却費がない場合と、それから今回の決算と、それを両方計算を仮にいたしまして、そのちょうど差額の積み上げが286万1,436円とそういう算出をしているところでございます。

○9番（立石幸徳） 課長のほうから、なかなか口頭じゃ説明しづらいということでしたんで、また機会を見て、今後とも公営企業下水道、続いていきますのでね、資料を基にきちっと説明いただきたいと思います。

それからもう一点、下水道料金改定のこと、監査報告の初めて出された本市の下水道事業の使用料単価と原価ですね、これを引用して、本会議でも言いましたけど、使用料単価が169円91銭、しかし原価は191円21銭なんですよ。その差額が1トン当たり21円30銭赤字になっている。これを料金改定をするときは、市民あるいは事業者、やっぱりしっかりと今の枕崎の下水道事業は原価より安い使用料のこれだけで運営しているから、少なくとも原価の使用料までは皆さん御協力いただきたいというですね、そういう説明がなければならぬと思うんですけど。

この使用料と汚水処理原価を使ったその何か市民向け、あるいは事業者向けの説明はなされているんですか。

○水道課長（永江隆） 決算、今回の議会で認定をいただくということで、いろんな公表も今後していかなければならないというふうには考えているところですけども、下水道の日にですね、広報紙で下水道事業のいろんな書籍を図書館のほうにコーナーをつくっていただいて、そういうので下水道のその汚泥処理費を安くするためにも、下水道への排水の正しい知識を深めていただきたいと、そういったことで啓発を兼ねてそういうこともやりました。

そしてまた、片平山配水池の供用開始と同時にですね、下水道のこういった初めての公営企業決算も出ましたので、そういったのも含めて、上下水道の広報等も12月ぐらいにやりたいということで、今、水道課のほうでは計画をしているところでございます。

○9番（立石幸徳） 何度も言うように、下水道を特別会計から企業会計にすることのメリットとして幾つかあったわけですね。先ほどの消費税もそのとおり。もう一つこの料金改定をするときに説明が非常にしやすい、やりやすいというのが企業会計のメリットなんですよ。

恐らく、そう市民も原価より安い使用料を、市民の施設をですよ、原価より安い状況で使って

いるんですよって言えば、それは理解していただけますよ、はっきり言って。公共事業だし、だからそこをですね、強くアピールして、下水道事業をいろんなふうに立て直しをしないと。平成24年でしたかね、前回の料金改定ときは、特別会計ですから私の記憶でもただ下水道事業費用が収入に追いついていませんと、多分それぐらいの説明で料金改定をやったと思っていますよ。

今度はもうはっきりとですね、今の枕崎の下水道事業の原価はトン当たり191円なんだと、でも皆さんは169円しか払っていないんですよと、きちっと説明をして理解を求めるように頑張っていたきたいと思います。

○5番（禰占通男） 料金改定の話が出たんですけど、何ちゅうか、単価が安く抑えられているということと、また接続率っていうか、区域内によってまだ接続されていない。

それと、下水道の基本料金と従量料金の合計額ということはあるみたいで、それについても汚水濃度による加算金、そういうのはどうなるんですか、料金改定となったら。

○水道課長（永江隆） 5番委員がおっしゃったのは水質料金のことだと思いますけれども、現在は水質料金の上から2番目のSSとBODの合算が2,000から2,500という区分で頂いているんですけども、それらについては前年度に汚泥処理最適化事業の中で取り組んだ水質の検査等の、そういったのを再度また検討し直しながら、果たして水質料金も今のが妥当であるのか、そして料金改定をする際に水質料金の改定率をどうするのか、そういったのも検討していかなければならないというふうに考えています。

○5番（禰占通男） 水道料金もだけど、結局、何か人口が減っていくと、対象人口ということで、そうすると国保もだったんだけど、人口がある程度あるときはある程度の事業もやりやすいですよ。

この下水道についてもだと思ふし、水道についてもだし、そうした場合、前から言われている悪臭対策に対しての対策、説明でも脱水装置、いろいろ進んでいると、計画どおり進めるということなだけで、それに対してまた汚水量に対しての料金の割増し料金、そういうのもやはりこういったときに取り組まないと、もう人口が減っていつてにっちもさっちもいかん、ならやめましようかということはいかないわけでしょう。

そりゃあ、単独槽とか合併槽とかやっているところはもう関係ないんだけど、そうするともうかれこれ50年に近く下水道がなるんだけど、そうしたときもう何か将来は見えてこなくなるんだけど、どうなんですか、いろんな設備も老朽化してくる、それもやり換えないといけない、料金改定もやらないといけない、そしてまたいろいろ問題がある産業汚水も関係してくるちゅうなったら。

○水道課長（永江隆） 将来の展望のことをおっしゃっておられるんだと思いますけれども、おっしゃるとおり、今までは整備区域も少しずつ広がりつつ、そして下水道の接続推進も図りながら何とか維持を保ってまいりましたけれども、今後はそれより人口減少でどんどん下水道使用量は頭打ちになった上にどんどん下がっていくだろうと、そういうある程度の人口減少まで加味した上で経営戦略を策定させていただきました。

この収支計画でもお分かりになるように、最初の下水道事業が最初開始されたときに相当な膨大な設備投資を行いました。そのしわ寄せで企業債償還金もどんどんどんど膨らんで大分経営的に一般会計からの当然加勢をしてもらいながら何とか維持してきたんですけども、この企業債償還金も単年度で形成される内部留保資金を大幅に上回っているんですけども、令和11年、12年、この頃になると大分内部留保資金のほうを上回っていくということで、今からとても試算的な、もう料金も値上げしないと、それから下水道事業もどうにもにっちもさっちもいかなくなるというようなふうには私どもはまだ考えてないところで、今後、今の施設を維持していくための施設投資が、最初、下水道事業を開始した当時のものとする、それほど大きくはないということで、そういう経営戦略を立てておりますので、何とか料金改定等で今の事業が維持してい

けるのではないかというふうな分析はしているところでございます。

○4番（沖園強） 今、説明がございまして、特別会計から企業会計へ移行して見える化と言え
ばいいんですかね、見えるようになったと、2年度決算で資本的収支の部分で不足額をいろいろ
補填財源があるんですけど、当年度損益勘定留保資金1億7,000万円で補填しているんですけど、
移行して初年度ですから、我々もちょっとまだこの計画表自体が見づらいところがあるんですけ
ど、この当年度損益勘定留保資金の、令和2年度の資金収支の一番上ですね、1億9,100万円、
これって今までの減価償却費、資産減耗等の損益計算書のそういった内部留保資金がここに積み
上げられてきたと見ればいいんですか。

○水道課長（永江隆） 当年度分の損益勘定留保資金につきましては、非現金支出である減価償
却費、そして資産減耗費、その合算額から補助金等の減価償却相当分である長期前受金戻入額を
差し引いた額が当年度分の損益勘定留保資金となります。（「今年度分となったわけですね」と
言う者あり）今年度分のみがここに計上されました。

○8番（豊留榮子） 水洗化の戸数なんですけれども、まだまだ単独で水洗になっていないおう
ちはどのくらいあるんですか。

○水道課参事（上園秀人） 区域内の未接続世帯の内訳につきましては、合併浄化槽利用が59、
単独浄化槽が556、くみ取りが140、合わせて755となっております。

○8番（豊留榮子） そうですね、まだくみ取りの方が140もいらっしゃるところなんですね、
下水道事業の特別会計からこの事業を企業会計に移したということで、いろいろな利点も出てき
て今頑張っていらっしゃるところなんですけれども、やはりこの人口の減少はもう抑えることが
できないことだと思うんですよね。

そうした中で下水道事業をこのまま続けていこうと思ったら、やっぱり一般会計からの補正を
いつも常に援助してもらわないと、こうやっていけなくなるんじゃないかと思うんですが、その
点はどうお考えですか。

○水道課長（永江隆） 下水道事業につきましてはおっしゃるとおり、一般会計からのいわゆる
基準外の繰出金というのは、補助金という形で今現在頂いて何とか事業を行っているところでご
ざいます。

令和2年度の決算で7,500万円、そして令和3年度では8,200万程度で、これをまず何とかク
リアしたいと、やはり公営企業の基本中の基本であります受益者の収入で何とか事業を行って
いくというのが基本でございますので、一般会計からの繰入金というのは早いうちにその辺を解消
していくような収支計画を立てなければならない。

また、そのような収入を確保しなければならないと、それが基本にございますのでなかなかそ
れをずっともらい続けるとか、援助し続けていただくというのはやはり企業としてはちょっと、
その辺はなかなか難しいのかなというふうな見解であります。

○8番（豊留榮子） 水道も下水道も同じだと思うんですけどもね、やっぱり住民のことをま
ず考えていただいて、この使用料の値上げとかそういうふうにならないような方策で事業を進め
て行ってほしいと思うところです。

○水道課長（永江隆） もう一言付け加えさせていただきますと、また下水道使用料の改定をし
てしまうと、また実際、浄化槽の方たちとのバランスでありますとか、そういったのもございま
すし、また一般会計から援助していただくというのも下水道受益者以外の方たちから負担をして
いただくというような形にもなりますので、その辺のバランスをしっかりと考えて、今後も事業運
営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（清水和弘） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたし
ます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

認定事項第7号中、令和2年度枕崎市公共下水道事業余剰金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議ありませんので、認定事項第7号の令和2年度枕崎市公共下水道事業余剰金処分計算書は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

認定事項第7号は、認定すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

認定事項第7号は、認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（清水和弘） 挙手多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査結果については、10月1日の最終本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（清水和弘） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については、後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、決算特別委員会を閉会いたします。

午後4時7分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

決算特別委員会委員長

清水和弘